

# 第3次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画

平成31年3月

宇都宮市



## はじめに

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも、正当化されるものではなく、許されないものです。また、配偶者からの暴力は、親密な間柄において行われるばかりでなく、子どもに対する暴力との関係も指摘されるなど、社会全体で取り組まなくてはならない大きな問題となっています。

本市では、宇都宮市男女共同参画推進条例に掲げる「男女の個人としての尊厳の尊重」の基本理念に沿って、平成21年3月に「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を、平成26年3月には「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、配偶者からの暴力の根絶に向けて、DVの未然防止に向けた啓発や相談対応、自立支援などに総合的に取り組んでまいりました。

この改定計画となる本計画では、これまでの取組を着実に推進するとともに、被害者の声を直接聞く本市独自のアンケート調査を実施し、被害者のニーズを反映させ、若年層からの意識啓発や、DVの未然防止や早期の相談につなげるための周知のほか、被害者の子どもへの支援の充実など、被害者の自立支援策の取組を一層強化して取り組む内容となっています。

配偶者からの暴力を根絶し、男女の人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らすことのできる社会の実現に向けて、関係機関・団体等との連携をより一層強化し、全市一体となって本計画を着実に推進してまいりますので、これまで以上に、関係者をはじめ、市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、貴重な御意見を賜りました「宇都宮市DV対策関係機関ネットワーク会議」委員をはじめとする関係機関・団体の方々、御意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から御礼申し上げます。

平成31年3月

宇都宮市長 佐藤 栄一



## 目 次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 用語の定義 .....	2
<b>第2章 DVを取り巻く現状と課題</b> .....	3
1 社会の動向 .....	3
2 市のDV相談・一時保護等の状況 .....	8
3 「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の評価, 課題 .....	11
4 市民意識調査におけるDVの現状と課題 .....	16
5 「配偶者からの暴力に関する調査」における被害者の現状と課題 .....	28
6 課題の総括 .....	36
<b>第3章 計画の基本的な考え方と基本目標</b> .....	37
1 計画の基本的な考え方 .....	37
2 計画の基本目標 .....	38
3 計画の体系 .....	40
4 目標値(成果指標)の考え方 .....	42
5 重点事業の考え方 .....	44
<b>第4章 施策の展開</b> .....	46
基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり .....	46
基本目標Ⅱ 相談から自立に向けた切れ目のない支援体制の充実 .....	49
基本目標Ⅲ 関係機関等との連携の充実 .....	58
<b>第5章 計画を推進するために</b> .....	61
1 庁内関係部署, 関係機関, 民間団体等との連携・協働 .....	61
2 計画の進行管理 .....	61
3 調査・研究 .....	61
<b>参考資料</b> .....	63
1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	63
2 宇都宮市DV対策関係機関ネットワーク会議(平成30年度) .....	78

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

国においては、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成19年の法改正において、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務になるとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける被害者の緊急時の安全確保が明示されました。また、平成25年の法改正においては、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となり、この改正により、法律の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

また、県においては、平成17年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、以後、平成21年には「基本計画（改定版）」を、平成24年には「基本計画（第2次改定版）」を、平成29年には「基本計画（第3次改定版）」を策定しました。

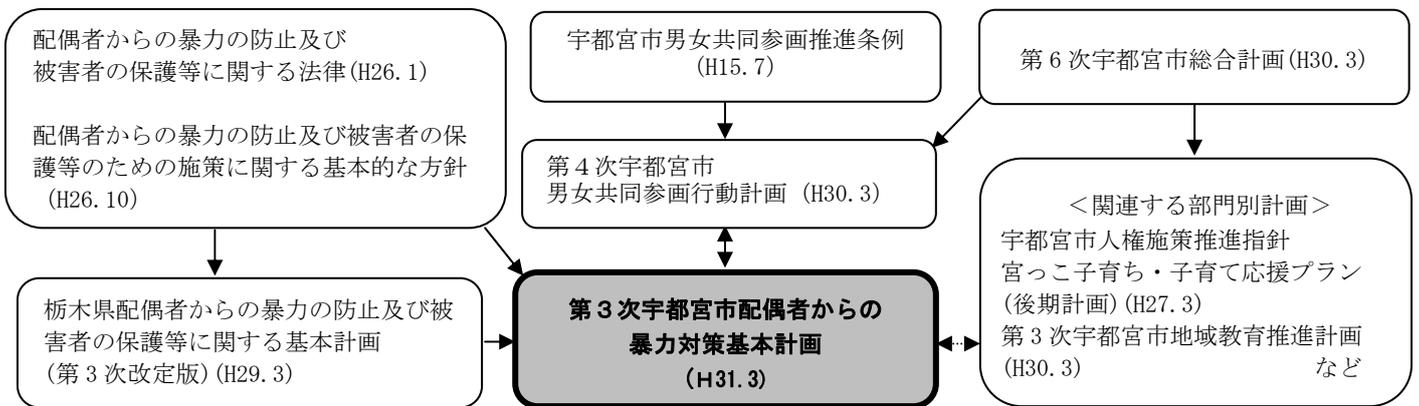
本市においては、これらの国・県の動向を踏まえ、平成20年4月に配偶者暴力相談支援センターを設置するとともに、平成21年3月に、中核市初となる「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を、平成26年には、「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、DVの未然防止に向けた啓発や相談対応、自立支援などに総合的に取り組んできました。

このような中、平成25年度から増加していた市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談が平成28年度から減少している一方で、相談しない理由として、被害を受けても我慢をしている実態が伺えることや、相談が多様化・複雑化していることから、被害者を早期の相談につなげるとともに、関係機関・団体と連携を強化し、自立支援までのDV対策の一層の充実を図り、DVの根絶に向けて全市一体となって取り組むため、「第3次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- (2) この計画は、平成30年3月に策定した「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の下位に位置づける分野別計画です。

計画の位置づけ（イメージ図）



## 3 計画の期間

計画期間は、2019（平成31）年度から2022（平成34）年度までの4年計画とします。（「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」と計画終了年度を合わせる。）

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、計画の期間でも必要に応じて見直しを行う場合があります。

## 4 用語の定義

本計画では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」で定義している「配偶者からの暴力<sup>※1</sup>」に加え、「生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力」も対象として含むこととします。

**\* DV**

「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」の略。ドメスティック・バイオレンスの直訳は「家庭内の暴力」となるが、「配偶者からの暴力」を「DV」とする。

**\* デートDV**

恋人や交際相手などの親密な関係にある者の一方から他方に対して振るわれる身体的・精神的・経済的・社会的・性的暴力のことを「デートDV」とする。

※1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条、第28条の2参照

## 第2章 DVを取り巻く現状と課題

### 1 社会の動向等

#### (1) DVが起きる背景等

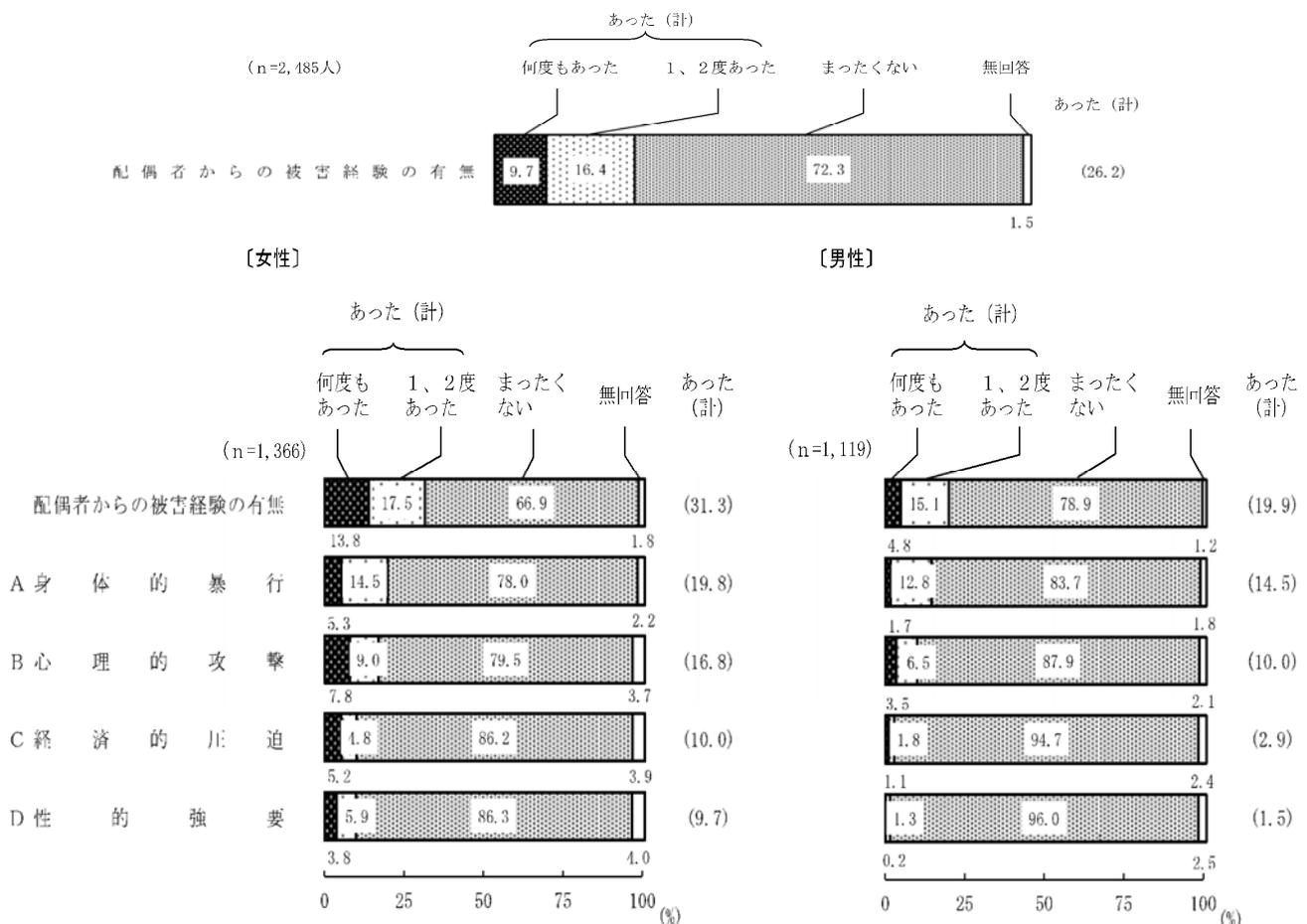
DV被害者は多くの場合女性であり、暴力の原因としては、「夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がない」といった社会通念などが大きく関係しており、国の「第4次男女共同参画基本計画」において、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題としています。

#### (2) 配偶者等からの暴力の実態

##### ① 配偶者からの暴力の被害経験

内閣府が平成29年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、これまでに結婚したことのある者(2,485人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」のいずれかについて1度でも受けたことがある者の割合は26.1%で、女性31.3%、男性19.9%となっています(図1)。

配偶者からの被害経験の有無(図1)



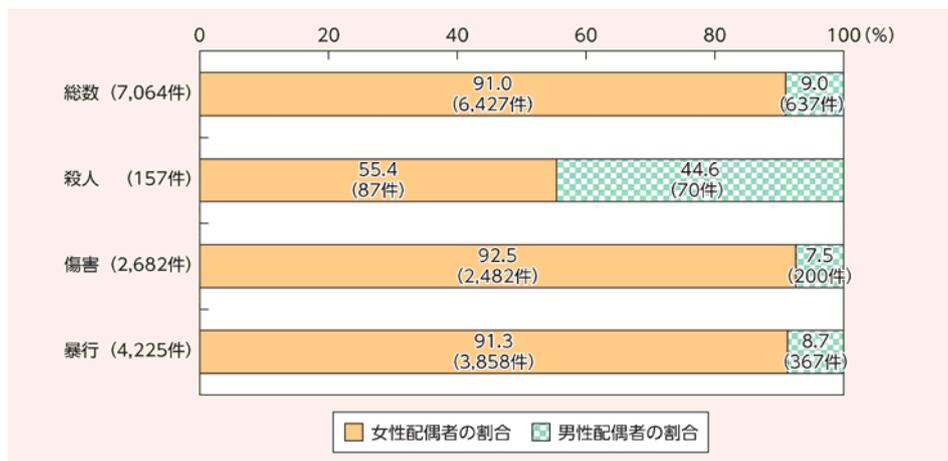
出典)『男女間における暴力に関する調査報告書』平成30年3月 内閣府

## ②配偶者間における犯罪（殺人，傷害，暴行）

警察庁の統計によると、平成29年中に検挙した配偶者（内縁関係を含む。）間における殺人，傷害，暴行は7,064件で、そのうち6,427件（91.0%）は女性が被害者となった事件です。女性が被害者となった割合は、殺人は157件中87件（55.4%）と他の罪種に比べてやや低くなっていますが、傷害は2,682件中2,482件（92.5%），暴行は4,225件中3,858件（91.3%）と高い割合となっています（図2）。

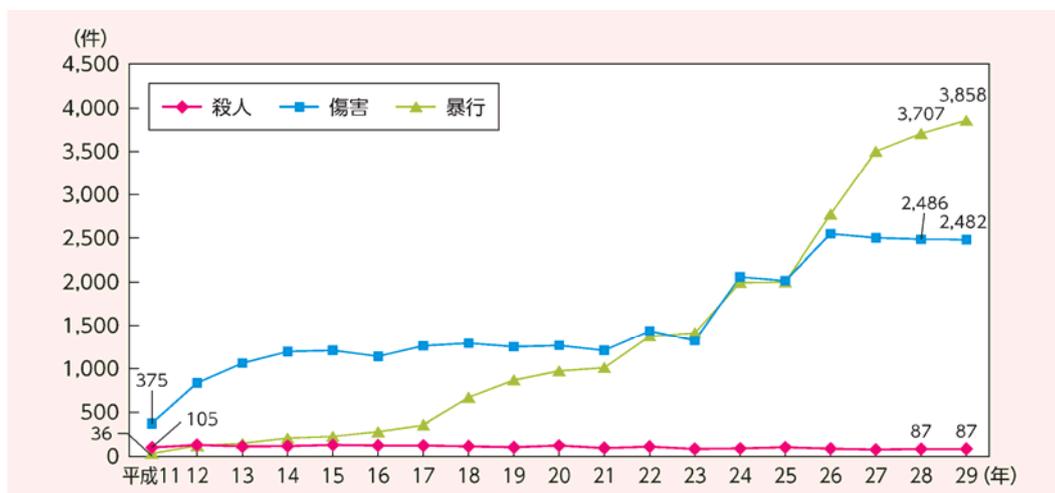
また、女性が被害者であるものの検挙件数の推移を罪種別に見ると、平成29年は、傷害は2,482件と前年に比べ減少しましたが、暴行は3,858件と前年と比較して増加しました（図3）。

配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人，傷害，暴行）の被害者の男女別割合（検挙件数，平成29年）（図2）



出典)『平成30年版男女共同参画白書』内閣府

夫から妻への犯罪の検挙件数の推移（図3）



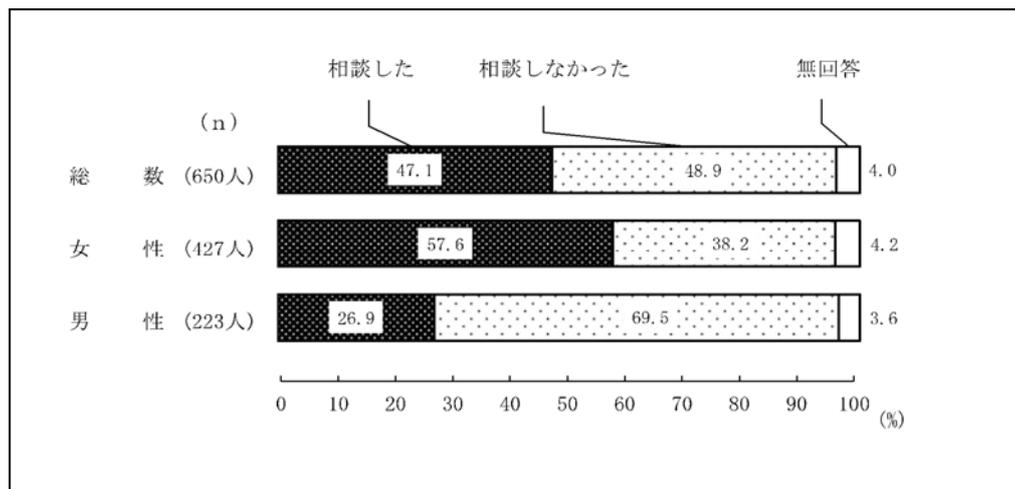
出典)『平成30年版男女共同参画白書』内閣府

### ③配偶者からの被害経験の相談状況

配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合は47.1%で、女性は57.6%、男性は26.9%となっています(図4)。

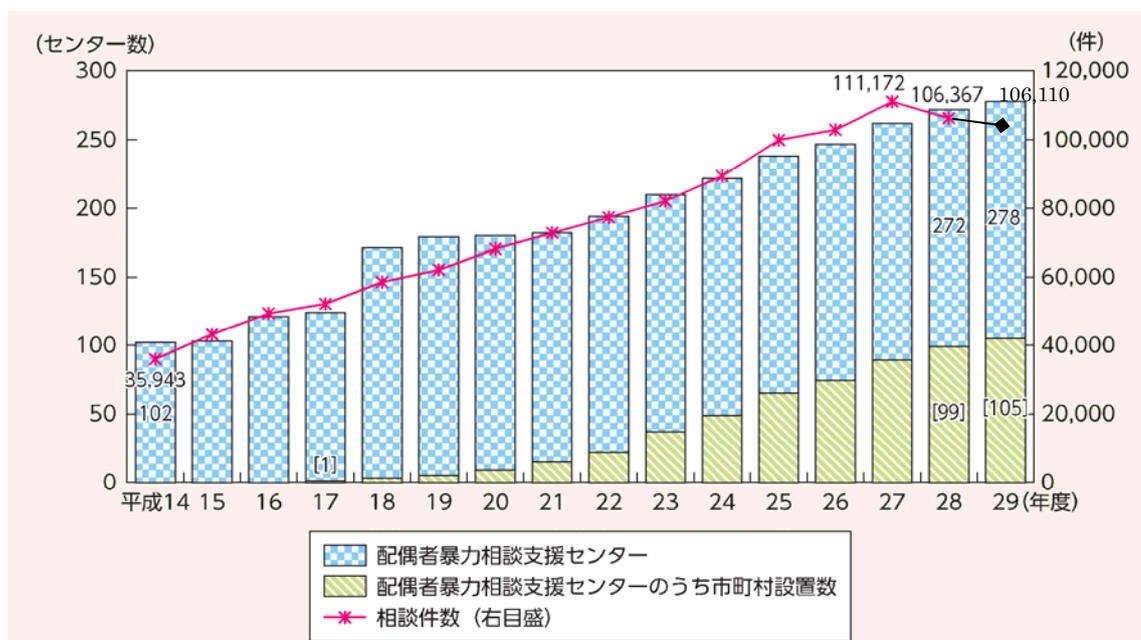
また、全国の配偶者暴力相談支援センター数は年々増加しており、相談件数は平成26年度から10万件を超えて推移していますが、平成28年度から減少しています(図5)。

配偶者からの暴力の相談の有無(図4)



出典)『男女間における暴力に関する調査報告書』平成30年3月 内閣府

配偶者暴力相談支援センター数及び相談件数の推移(図5)



出典)『平成30年版男女共同参画白書』内閣府、内閣府男女共同参画局調べ

### (3) 国・県における法整備と取組

#### ①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の制定と改正

国においては、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、その後、同法は3度にわたり改正されました。

平成16年の法改正においては、国及び地方公共団体の責務として、自立支援を含む被害者の保護が明示されました。

平成19年の法改正においては、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務になるとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける被害者の緊急時の安全確保が明示されました。

平成25年の法改正においては、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となりました。また、この改正により、法律の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

#### 法改正の特徴

改正年	法改正の特徴
平成16年	<ul style="list-style-type: none"><li>・婚姻関係（事実婚含む）にある間柄の暴力だけではなく、離婚後（事実婚状態の解消後）に暴力を受ける場合も対象</li><li>・身体的暴力に加えて、精神的暴力等も対象など</li><li>・国及び地方公共団体の責務に、被害者の自立支援を含む被害者の保護を明記</li></ul>
平成19年	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化</li><li>・保護命令申し立て対象の拡大</li><li>・配偶者暴力相談支援センター業務における被害者の緊急時の安全確保の明記など</li></ul>
平成25年	<ul style="list-style-type: none"><li>・「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて対象</li><li>・法律の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。</li></ul>

## ②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」

国においては、平成19年の法の改正に伴い、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が施行されました。この基本方針では、市町村基本計画における留意事項として、国の基本方針に即し、かつ都道府県の基本計画を勘案しながら、身近な行政主体としての施策の推進や生活保護や母子寡婦福祉施策など既存の福祉施策等の十分な活用を挙げています。市町村の配偶者暴力相談支援センターの役割としては、一時保護の後、地域で生活を始めた被害者に対する継続的な支援を行うことが求められています。

また、平成25年の改正法の趣旨を踏まえるとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を行い、その結果に基づき、基本方針が改正されました。

## ③栃木県におけるDV対策の取組

県においては、平成17年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、以後、平成21年には「基本計画（改定版）」を、平成24年には「基本計画（第2次改定版）」を、平成29年には「基本計画（第3次改定版）」を策定しました。

県では、これらの計画に基づき、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女共同参画の理念に基づく教育などを推進するとともに、平成23年4月に新たに県の機関として開所した「とちぎ男女共同参画センター」が県のDV対策の中核的な機関として、県民への啓発、相談、一時保護等を一体的に実施しています。

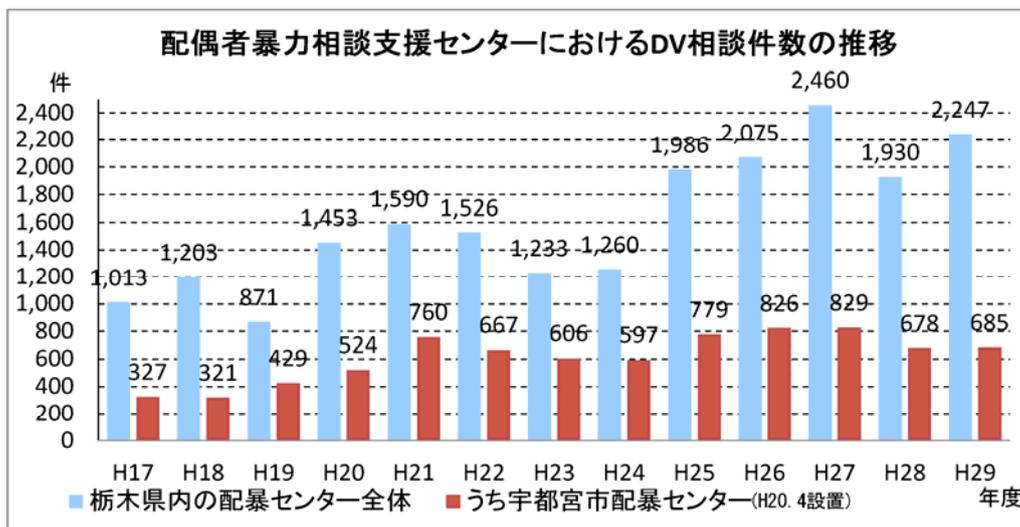
また、平成27年7月に、性暴力・性犯罪被害者等に対する専門相談機関として、「とちぎ性暴力被害者サポートセンター（愛称：とちエール・済生会宇都宮病院内）」を開設し、医療機関等と連携した相談への支援を行っています。

## 2 市のDV相談・一時保護等の状況

### (1) 本市のDV相談の状況

県内の配偶者暴力相談支援センター全体の相談件数は、平成25年度以降ほぼ横ばいで推移しています。

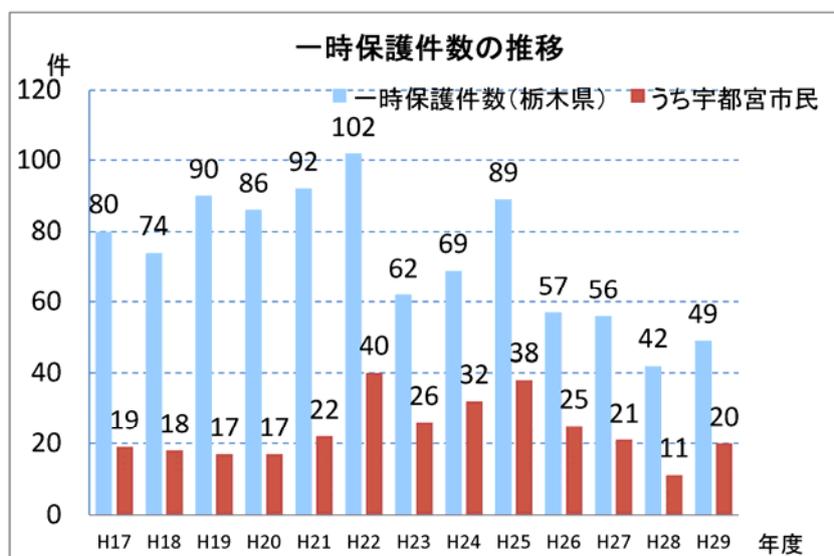
また、市配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、平成25年度から増加していましたが、平成28年度から減少し、平成29年度は685件となっています。



出典) とちぎ男女共同参画センター調べ、宇都宮市配偶者暴力相談支援センター調べ

## (2) 本市の一時保護の状況

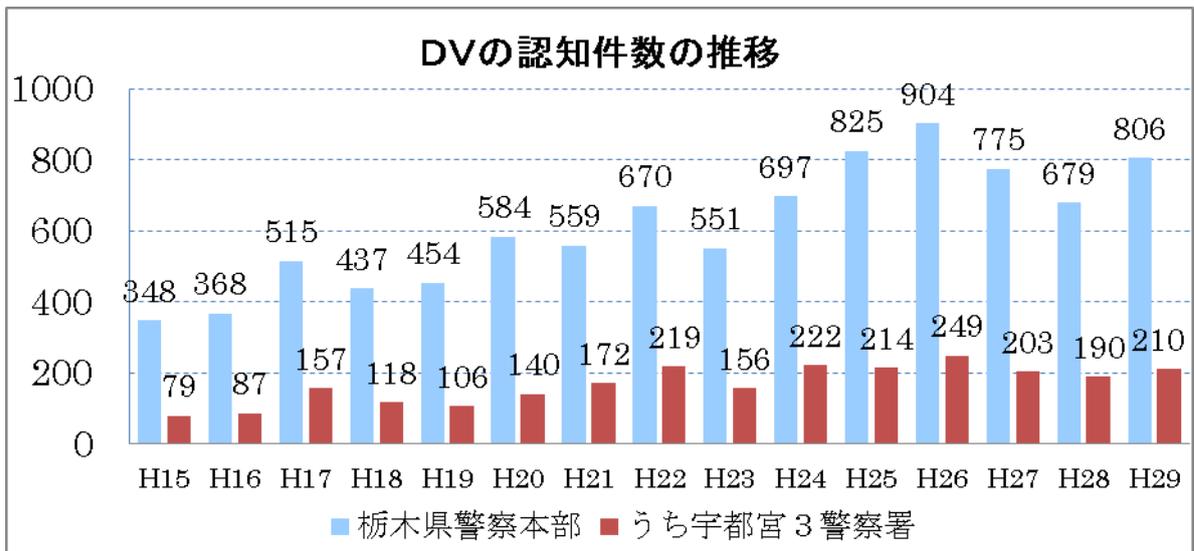
県婦人相談所における県全体のDVによる一時保護件数は、平成26年度から減少傾向にありましたが、平成29年度は49件と前年度より増加（前年比+7件）しています。このうち、宇都宮市民のDVによる一時保護件数（市女性相談所を經由し保護された者のほか、保護された後、県婦人相談所から情報提供された者を含む。）は、平成29年度は20件となっており、県全体の約4割を占めています。



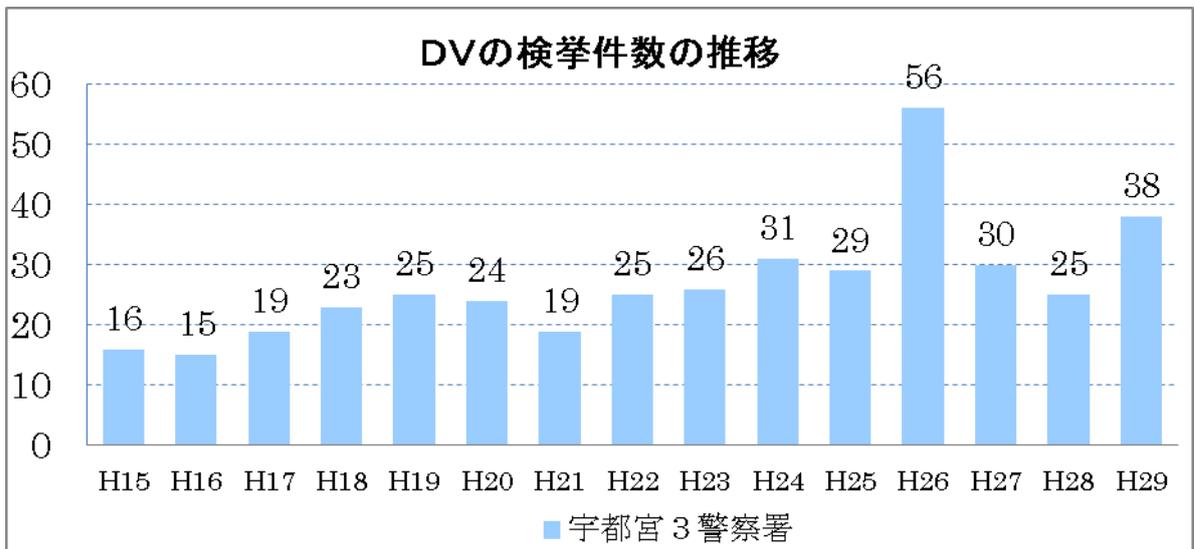
出典) とちぎ男女共同参画センター調べ、宇都宮市配偶者暴力相談支援センター調べ

### (3) 市の警察署管内のDVの認知・検挙件数

DVの認知・検挙件数は、平成26年をピークに減少傾向にありましたが、平成29年の宇都宮市警察署管内の認知件数は210件（前年比+20件）、検挙件数は38件（前年比+13件）と前年より増加しています。



出典) 栃木県警察本部調べ



出典) 栃木県警察本部調べ

### 3 「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の評価, 課題

「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」(計画期間:平成26年度～30年度)は,3つの基本目標のもと,DVの防止啓発,相談・保護から自立支援まで,総合的かつ一体的にDV対策に積極的に取り組んできました。計画の取組状況と評価,課題を次のとおりまとめました。

#### 1 目標及び成果指標の進捗状況

##### (1) 「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」(上位計画)に掲げている目標値

「過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合」は,平成23年度の15.9%から平成28年度の18.3%と横ばいで推移しています。

過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合	現状値 (23年度)	実績値 (28年度)	目標値 (29年度)
	15.9%	18.3%	0%に近づける

※ 出典)「平成23,28年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市

##### (2) 「本計画」の各施策につながる成果指標

- ① 「配偶者や恋人から暴力を受けたときに相談した人の割合」は,平成23年度の35.2%から平成28年度の29.2%と低くなり,目標値に対する達成度は73.0%となりました。

成果指標	現状値 (23年度)	実績値 (28年度)	目標値 (30年度)
配偶者や恋人から暴力を受けたときに相談した人の割合	35.2%	29.2%	40.0%

※ 出典)「平成23,28年度年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市

- ② 「市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け,暴力から逃れて新たな生活を始めたDV被害者の人数」は,平成29年度は35人となりました。

成果指標	現状値 (24年度)	実績値 (29年度)	目標値 (30年度)
市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け,暴力から逃れて新たな生活を始めたDV被害者の人数	25人	35人	55人

※出典)宇都宮市配偶者暴力相談支援センター調べ

(市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け,配偶者等と別居し,住民票を異動して住民基本台帳の閲覧制限をかけた人数)

## 2 施策・事業の取組状況及び評価

### (1) 基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

#### ① 重点事業の取組

##### 施策の方向1 DVの未然防止対策の推進

事業番号	事業	活動指標	実績値 (29年度)	目標値 (30年度)	達成状況
2	市民協働によるDV防止啓発事業	民生委員・児童委員等への啓発回数	6回 (累計19回)	年4回 (累計20回)	◎
3	デートDV防止啓発事業	中学校等における出前講座の実施回数	10回 (累計47回)	年5回 (累計25回)	◎

\*「達成状況」：目標値に対し、9割以上達成は「◎」、7割以上9割未満は「○」、7割未満は「△」、未実施は「未」

#### ② 評価

民生委員・児童委員，自治会，まちづくり協議会，医療機関等へのDV防止啓発や，うつのみやDV根絶強化月間（11月）を活用した啓発活動を行うなど，市民協働により，広く啓発に取り組みました。また，学校等と連携したデートDV防止出前講座を開催することにより，若年層からの意識啓発を図るとともに，DVが許されない重大な人権侵害であるという認識のもと，人権啓発，男女共同参画教育に取り組んだことにより，活動指標については，2事業すべてが目標値に対し9割以上達成（◎）しています。

(2) 基本目標Ⅱ 相談から自立に向けた切れ目のない支援体制の充実

① 重点事業の取組

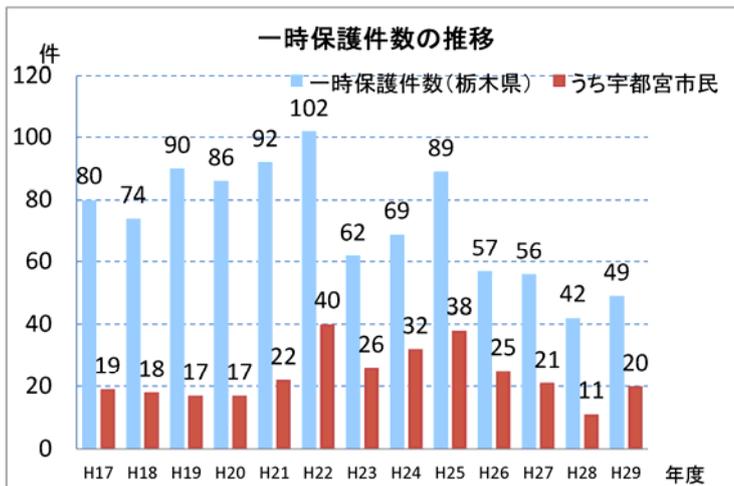
施策の方向2 相談体制の充実

事業番号	事業	活動指標	実績値 (29年度)	目標値 (30年度)	達成状況
6	被害者の身近なところでの相談窓口の周知	新たに設置した周知箇所数(医療機関を除く民間施設)	累計 11 箇所	累計 10 箇所	◎
8	多様な相談への対応	市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	700 件 (交際相手からのDV相談15件含む)	680 件	◎

\*「達成状況」：目標値に対し、9割以上達成は「◎」、7割以上9割未満は「○」、7割未満は「△」、未実施は「未」

施策の方向3 緊急時における被害者の安全の確保(活動指標なし)

参考値① 一時保護件数



- ・県全体のDVによる一時保護件数は、平成26年度から減少傾向にあったが、平成29年度は49件と前年度より増加(前年比+7件)
- ・このうち、宇都宮市民のDVによる一時保護件数(市女性相談所を經由し保護された者のほか、保護された後、県婦人相談所から情報提供された者を含む。)は、平成29年度は20件で県全体の約4割

出典) とちぎ男女共同参画センター調べ、宇都宮市女性相談所調べ

参考値② 保護命令書面回答件数

26年度	27年度	28年度	29年度
11件	5件	8件	9件

施策の方向4 被害者の自立支援体制の充実

事業番号	事業	活動指標	実績値 (29年度)	目標値 (30年度)	達成状況
18	行政手続等における助言・同行支援	同行支援した被害者の人数	6人	—	—
19	関係部署との連携による被害者情報の厳正な管理	DV被害等を理由として、住民基本台帳事務における支援措置を実施し、情報を守った件数（本市で支援措置申出を受理した件数。ストーカー、その他も含む。）	306件	280件	◎
21	子どもの心のケア・発達支援	自立支援事業の子ども参加者数	累計 延べ341人	累計 延べ150人	◎
25	民間支援団体との連携による自立支援事業	自立支援事業の参加者数	累計 延べ1,108人	累計 延べ1,150人	◎

\*「達成状況」：目標値に対し、9割以上達成は「◎」、7割以上9割未満は「○」、7割未満は「△」、未実施は「未」

## ② 評価

医療機関や公共施設のほか、民間施設等において相談窓口の周知を行い、被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおける周知啓発を図るとともに、相談員の専門性の向上に向けた研修の実施や、関係機関との連携を密にした相談への支援などに取り組み、相談体制の充実を図りました。

また、関係部署との連携により被害者の状況に応じて行政手続等における同行支援や被害者情報の厳正な管理を行うとともに、被害者の早期自立や心身回復を図るため、民間支援団体との連携により自立支援事業を実施するなど、被害者の自立支援体制の充実を図ったことにより、活動指標については、5事業すべてが目標値に対し9割以上達成（◎）しています。

特に、子どもの心のケア・発達支援については、親子で参加しやすい内容にするなど、自立支援事業の充実を図ったことにより、目標値を大きく上回る達成状況となっています。

緊急時における被害者の安全確保について、被害者の一時保護施設への同行や保護命令制度の利用における支援を行うなど、関係機関と連携しながら被害者の緊急時の安全を確保しました。

### (3) 基本目標Ⅲ 推進体制の充実

#### ① 重点事業の取組

施策の方向5 関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進

事業番号	事業	活動指標	実績値 (29年度)	目標値 (30年度)	達成状況
27	関係部署との情報共有・連携強化	庁内の関係部署と連携して対応した相談事案の件数	439件	330件	◎
28	関係機関等との情報共有・連携強化	関係機関等と連携して対応した相談事案の件数			

\* 「達成状況」：目標値に対し、9割以上達成は「◎」、7割以上9割未満は「○」、7割未満は「△」、未実施は「未」

#### ② 評価

庁内外のネットワーク組織においてDV対策の課題を共有し、複雑な事案に対しても連携しながら相談への支援に取り組み、関係機関等との連携の充実を図ったことにより、活動指標については、目標値に対し9割以上達成（◎）しています。

### 3 課題

成果指標の進捗状況を踏まえ、課題を次のとおり整理しました。

#### ①成果指標「配偶者や恋人から暴力を受けたときに相談した人の割合」は低下

⇒被害者自身がDVを正しく理解し、相談機関へ相談する行動につなげるとともに、相談場所の周知を強化することが必要

- ・若年層への意識啓発が重要であり、さらに、子どもの頃からの人権教育や男女共同参画意識の醸成が必要
- ・被害者等に接する機会が多い民生委員・児童委員等のDV被害者への対応の理解を深めることが必要
- ・被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおける相談窓口の周知が必要

#### ②成果指標「市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け、暴力から逃れて新たな生活を始めたDV被害者の人数」は、平成29年度は35人

⇒暴力から逃れ、安全に新たな生活を始めるための支援が引き続き必要

- ・関係機関等との連携による相談への支援が必要
- ・一時保護者への同行や助言等が必要
- ・早期自立や心身回復を図るため、自立支援の充実を図ることが必要
- ・関係機関等と連携し、被害者の様々な問題や悩みへ寄り添って対応することが必要

## 4 市民意識調査におけるDVの現状と課題

本市では、「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」策定の基礎資料とするため、平成28年度に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。この調査から見てきたDVの現状と課題は次のとおりです。

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

男女参画に関する市民の意識の現状や変化、地域特性等を的確にとらえ、問題・課題等を明らかにし、「(仮称)第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」を策定するうえでの基礎資料とすることを目的として実施

#### ② 調査方法

20歳以上の市民3,000人を無作為に抽出し、アンケート調査票を郵送配布、無記名にて郵送回収

#### ③ 実施時期

平成29年1月17日(火)～1月31日(火)

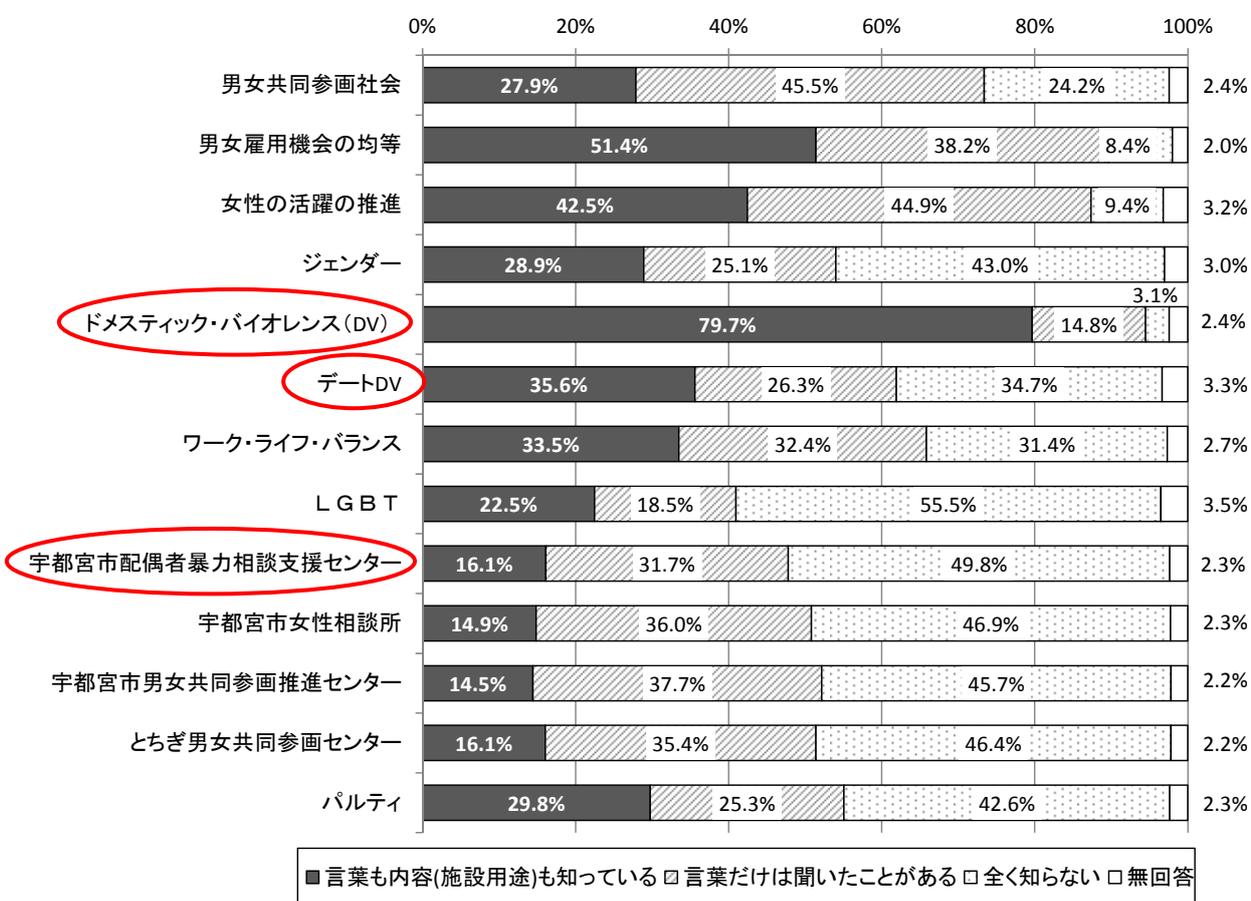
#### ④ 回収結果

対象		配布数	回収数	有効回答率
■市民(全体)		3,000	1,196	39.9%
性別	男性	1,500	487	32.7%
	女性	1,500	676	45.1%
	性別不明	-	33	-

(2) 調査の結果 (現状)

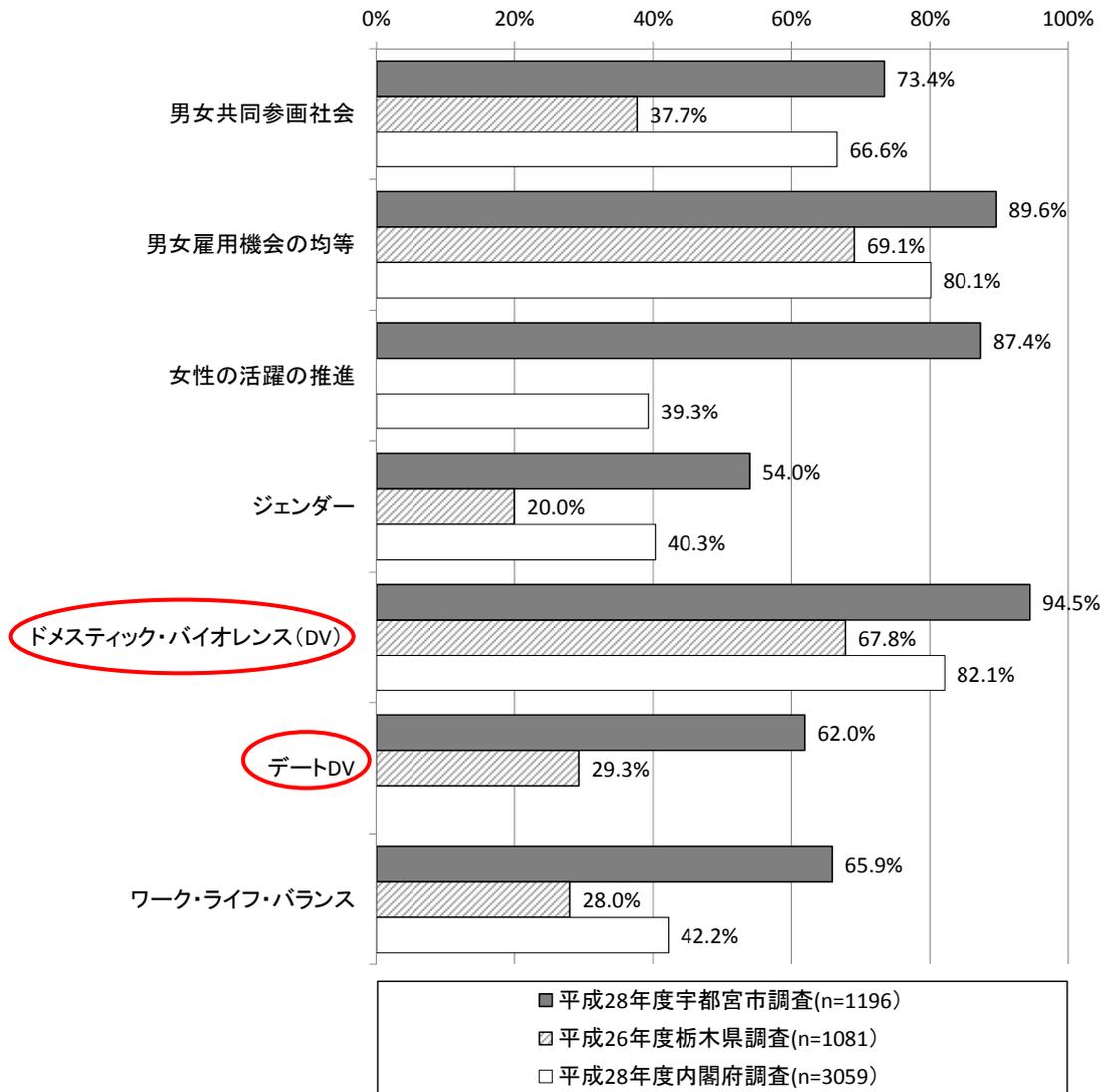
問① 次にあげる男女共同参画に関する用語や施設名称を聞いたことがありますか。  
 (それぞれについてあてはまる番号に○を1つ)

男女共同参画に関する用語や施設名称の認知度については、「言葉も内容(施設用途)も知っている」と「言葉だけは聞いたことがある」の項目で「ドメスティック・バイオレンス(DV)」が94.5%で最も高くなっているほか、「デートDV」は61.9%、「宇都宮市配偶者暴力相談支援センター」は47.8%となっています。



【宇都宮市，栃木県，内閣府調査比較】

国，県調査と比較すると，本市では，「ドメスティック・バイオレンス（DV）」を含め，全ての項目で国，県よりも認知度が高くなっています。特に，「デートDV」では，大きな差がでています。



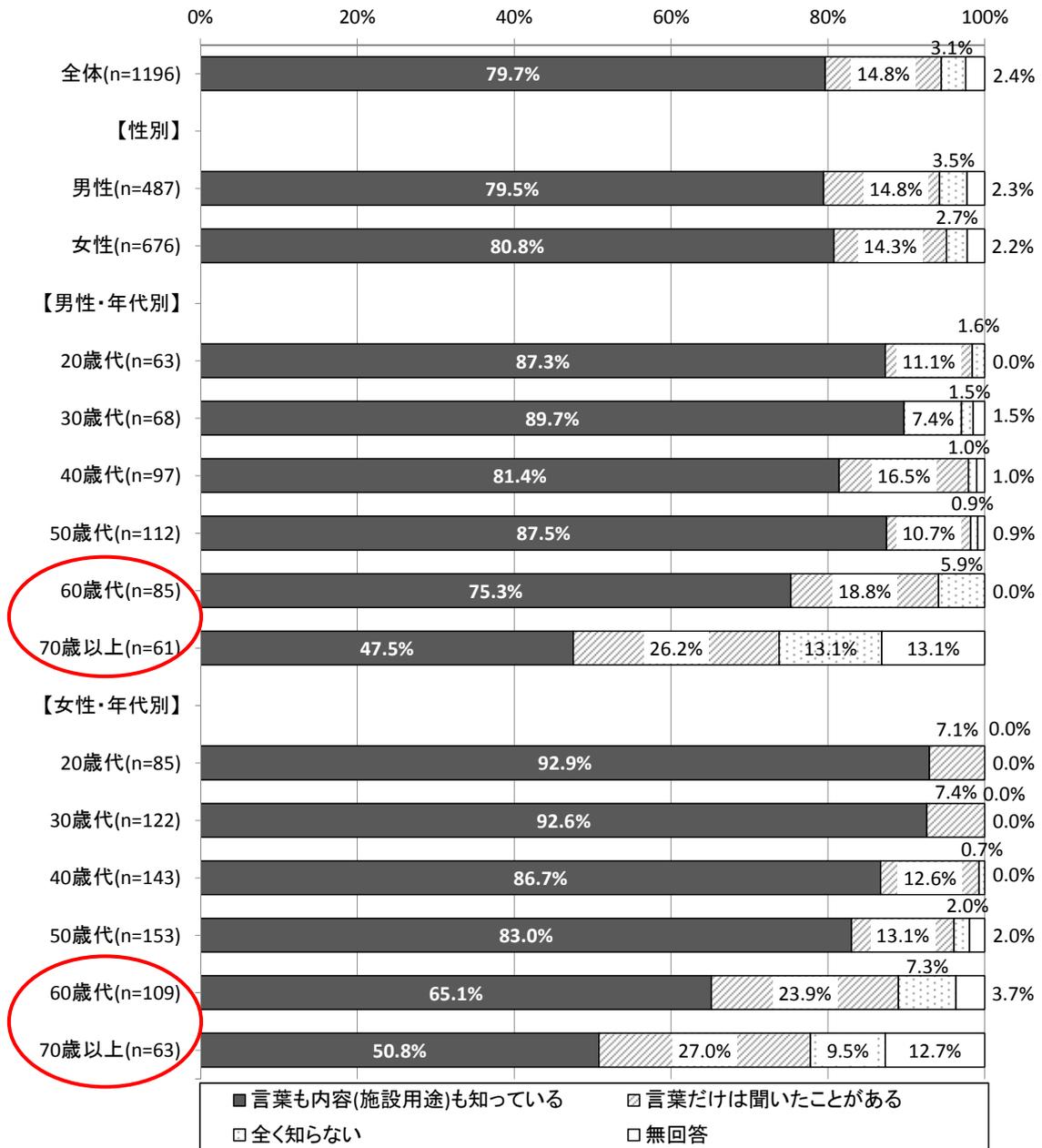
※宇都宮市調査では，「言葉も内容(施設用途)も知っている」，「言葉だけは聞いたことがある」を表記しています。

※内閣府調査では，「見たり聞いたりしたことがあるもの」を表記しています。

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）【性別，性・年代別クロス】

性別では，男女での大きな差はありませんでした。

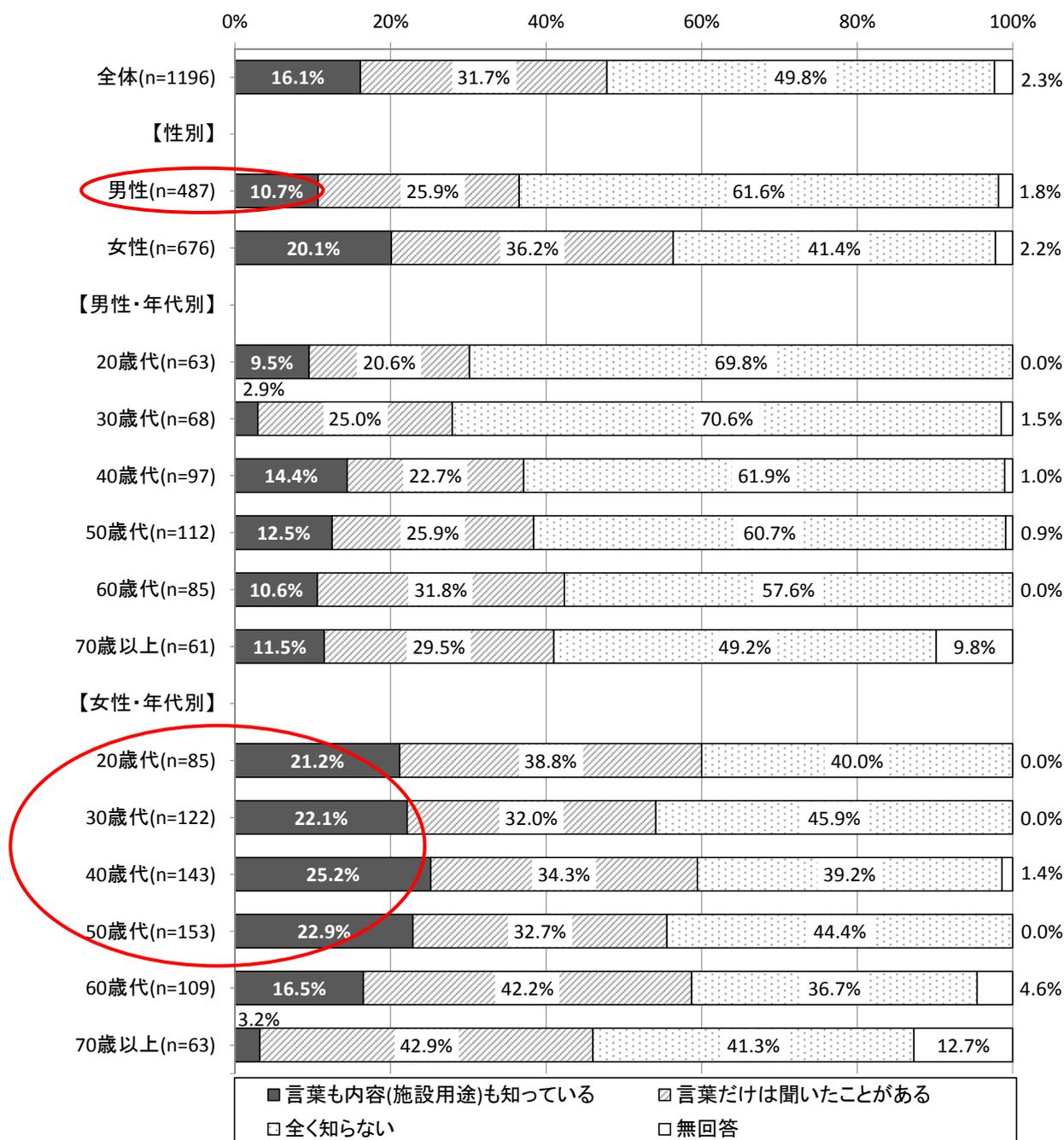
性・年代別では，男女ともに，年代が上がるに従い「言葉も内容も知っている」という回答が減少する傾向にあります。



◆宇都宮市配偶者暴力相談支援センター【性別，性・年代別クロス】

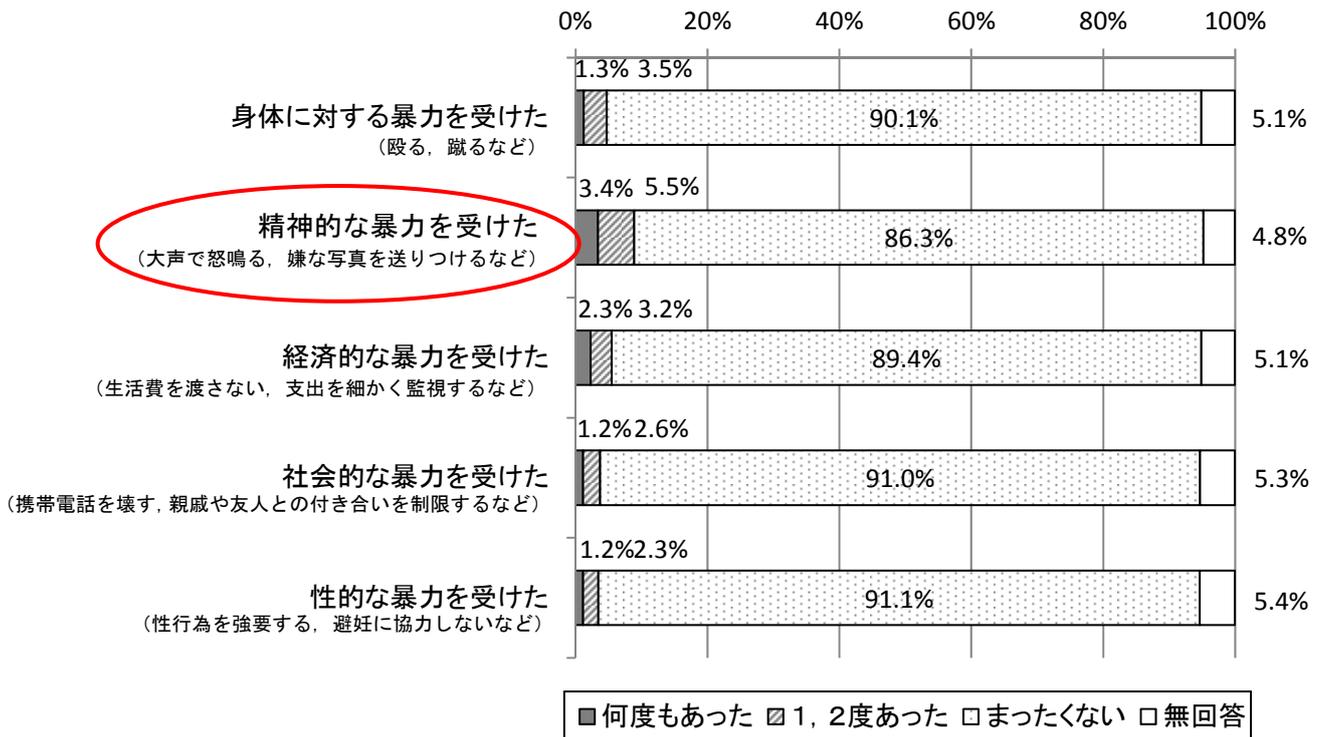
性別では，男性より女性の方が「言葉も内容も知っている」という回答が多くなっています。

性・年代別では，男性の「言葉も内容も知っている」という回答が約1割に対し，女性の20歳代～50歳代で2割以上となっています。



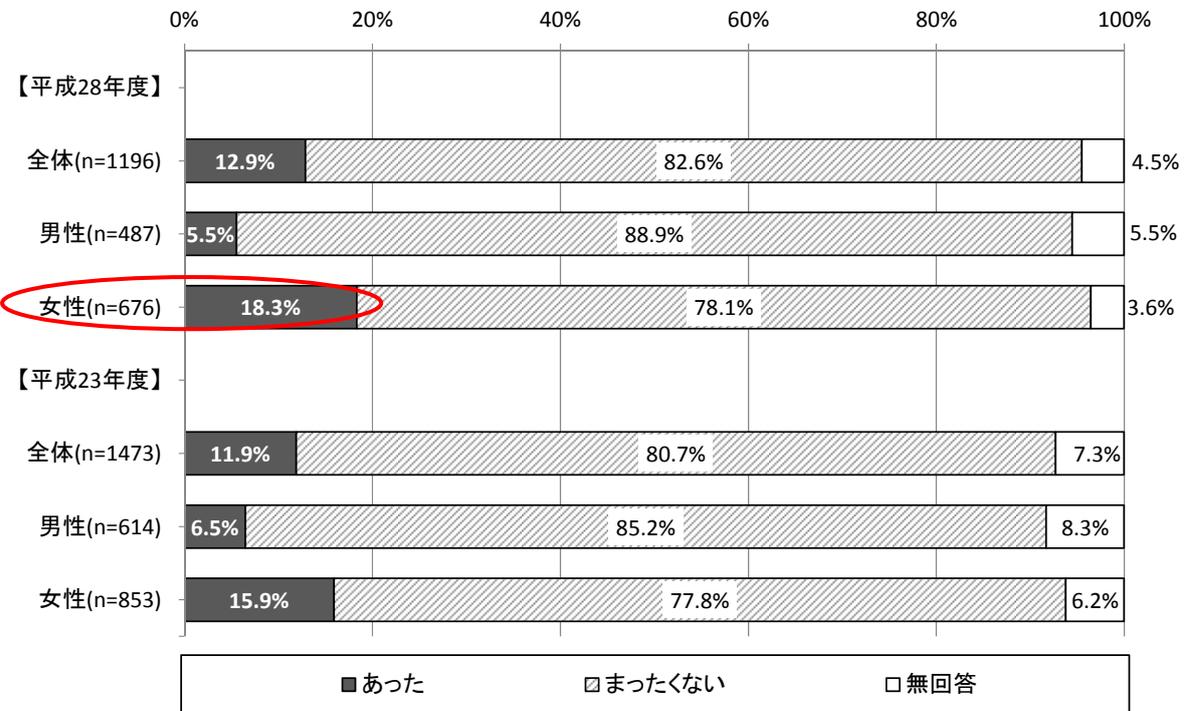
問② あなたは過去2年間に配偶者や恋人から、下記のような暴力（DV又はデートDV）を受けた経験がありますか。（それぞれについてあてはまる番号に○を1つ）

暴力を受けた経験については、「まったくない」が9割前後となっています。また、「精神的な暴力を受けた」で「何度もあった」、「1, 2度あった」という回答は8.9%で最も多くなっています。



◆暴力を受けた経験【性別，経年比較クロス】

性別では，男性よりも女性の割合が12.8ポイント多くなっています。  
 前回調査と比較すると，男性の「あった」という回答が1.0ポイント少なく，女性は2.4ポイント多くなっています。

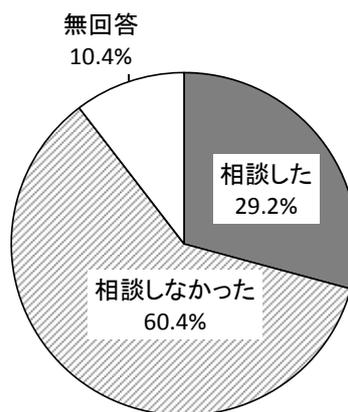


※ 暴力を受けた経験とは，問②の5つの設問で「何度もあった」，「1，2度あった」に1つでも○をつけた方を「あった」として集計しています。

《暴力を受けた経験が「何度もあった」または「1，2度あった」に○をつけた方にお尋ねします》

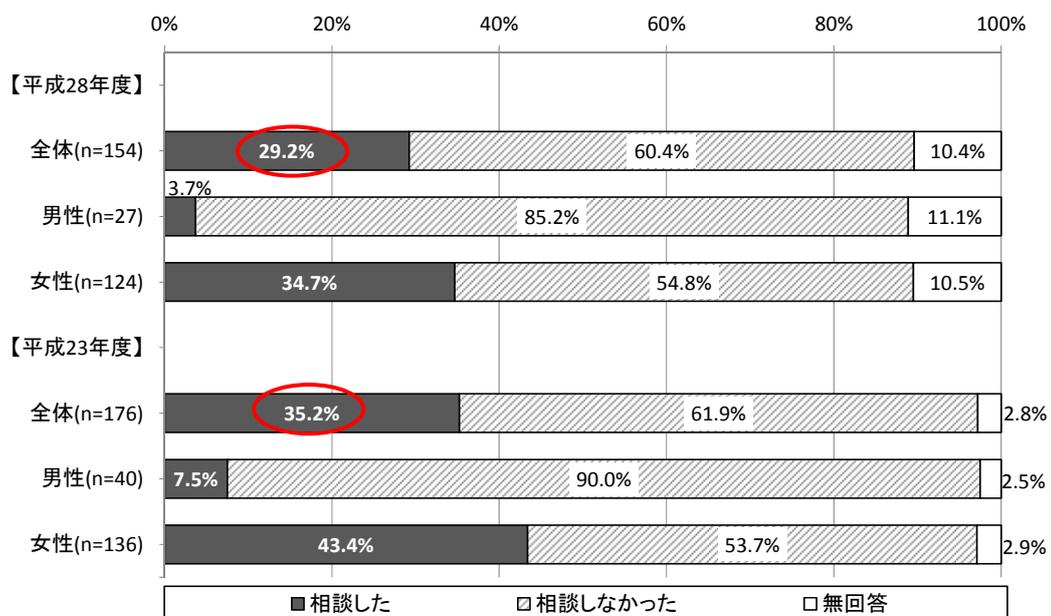
問③ あなたはこれまでに、配偶者等から受けた暴力について、誰かに相談しましたか。(○は1つだけ)

受けた暴力について、誰かに相談したかについては、「相談した」が29.2%、「相談しなかった」が60.4%となっています。



【経年比較，性別クロス】

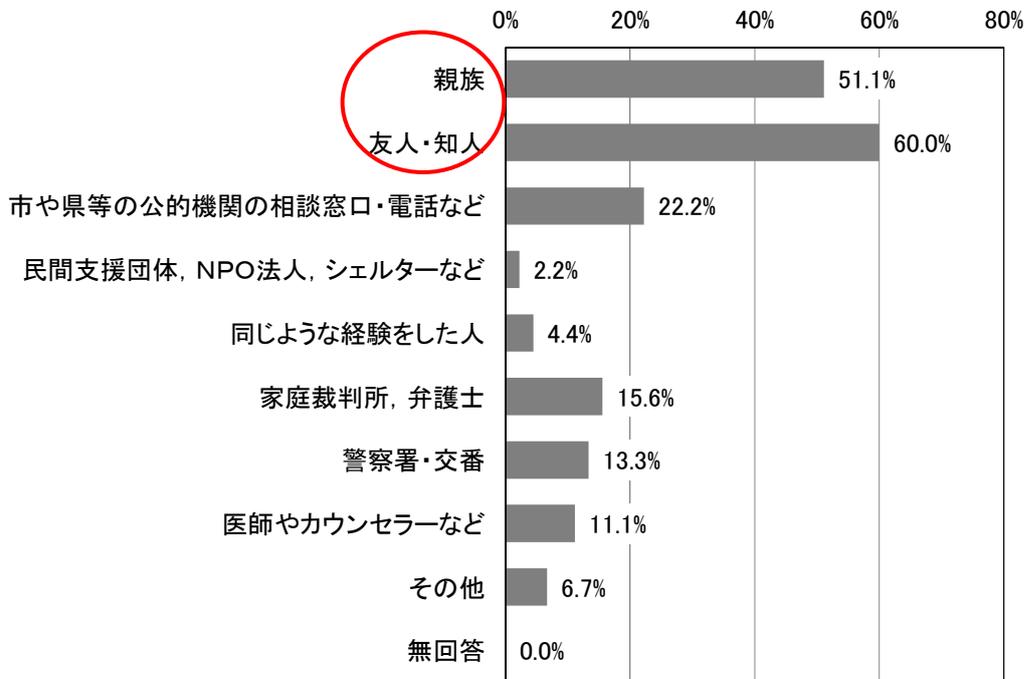
前回調査と比較すると、男女ともに、「相談した」という回答が少なくなっています。



《「相談した」に○をつけた方にお尋ねします。》

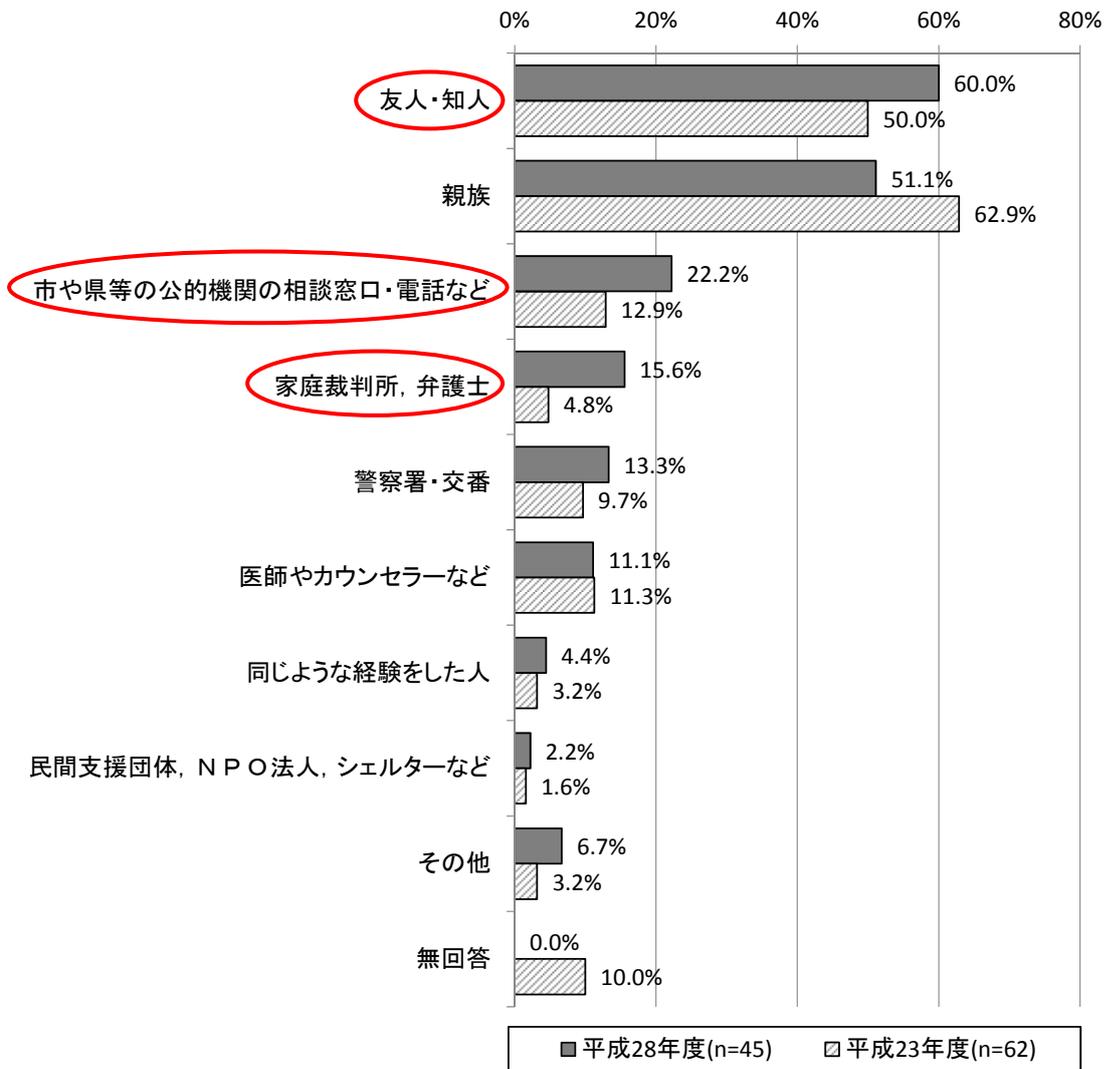
問④ 相談した相手はどなたですか。(あてはまる番号すべてに○)

相談した相手については、「友人・知人」が60.0%で多く、次いで「親族」が51.1%となっています。



### 【経年比較】

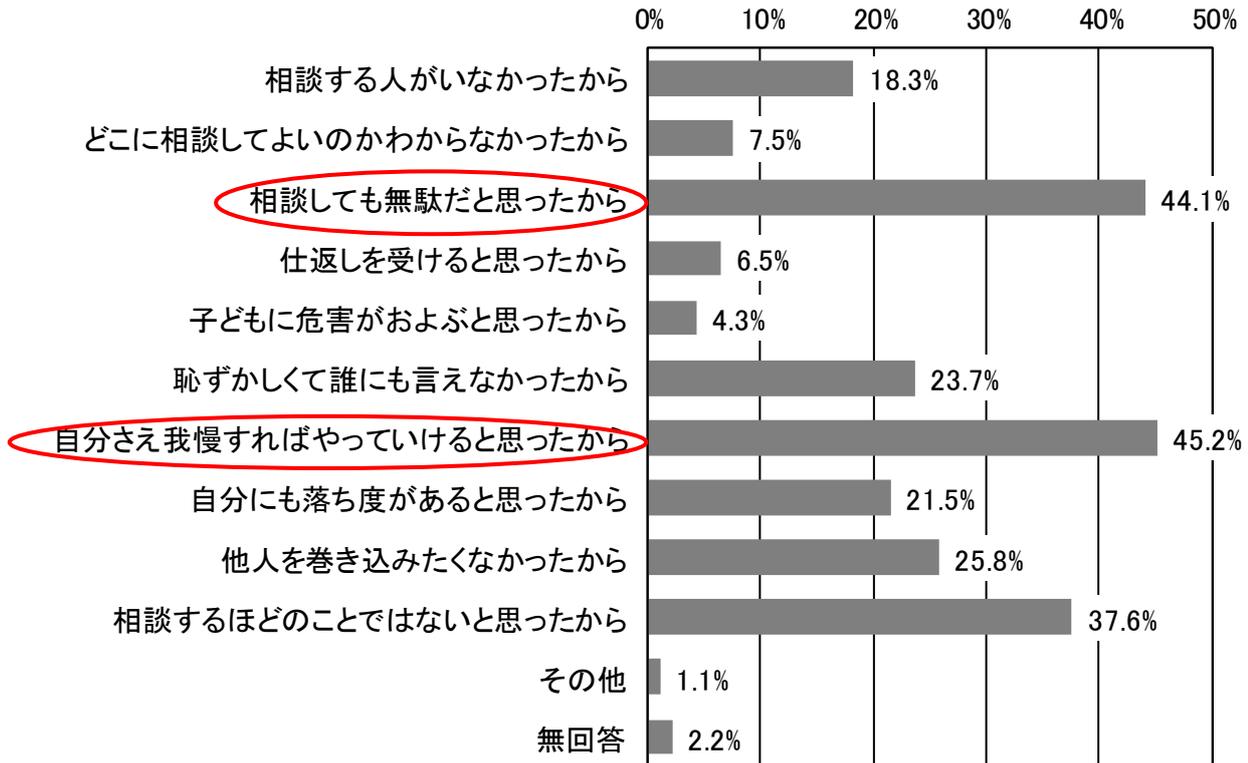
前回調査と比較すると、ほとんどの項目で回答が増加していますが、「親族」という回答は減少しています。なお、増加率が高い項目としては、「友人・知人」の10.0ポイント、「市や県等の公的機関の相談窓口・電話など」が9.3ポイント、「家庭裁判所、弁護士」が10.8ポイントとなっています。



《「相談しなかった」に○をつけた方にお尋ねします。》

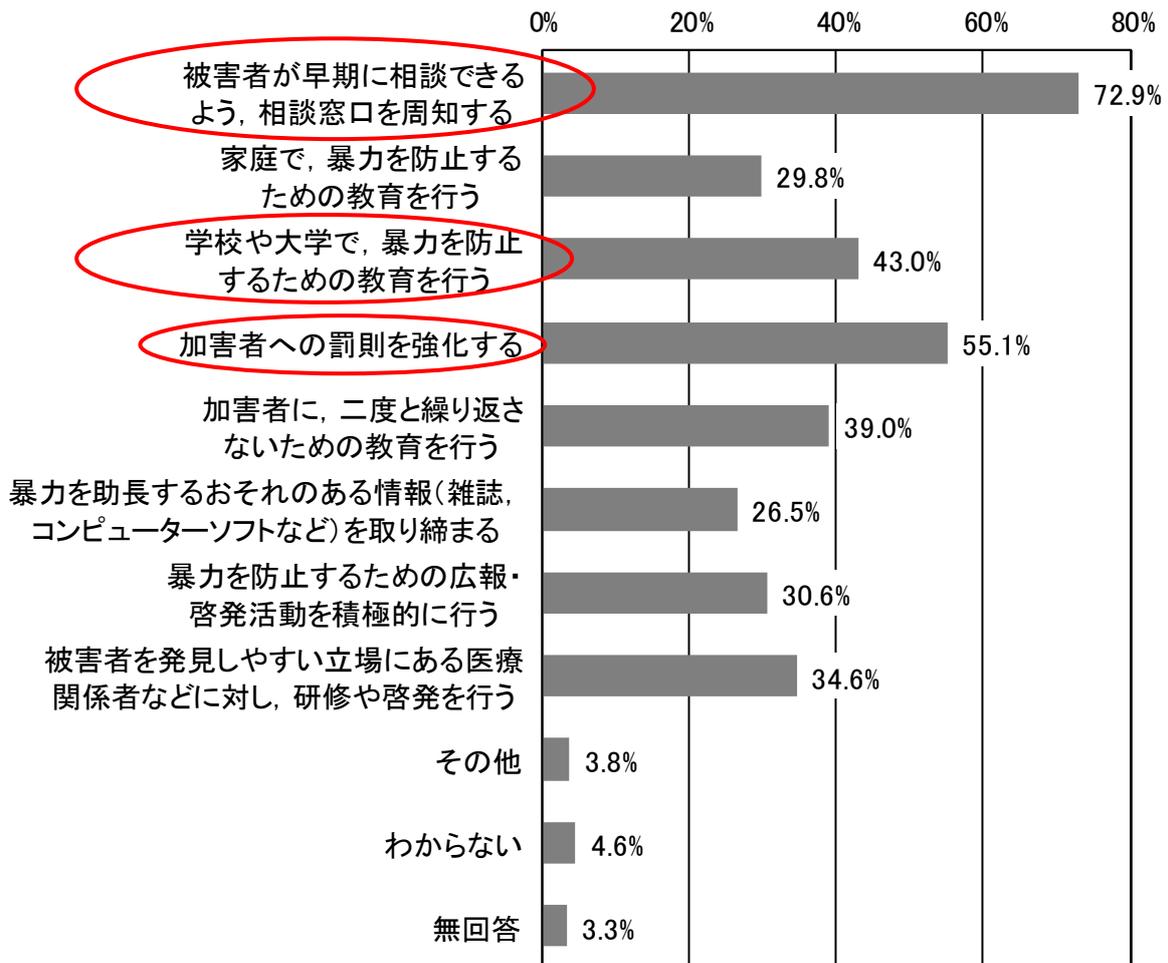
問⑤ 相談しなかった主な理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

相談しなかった理由については、「自分さえ我慢すればやっていけると思ったから」が45.2%で最も多く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」が44.1%、「相談するほどのことではないと思ったから」が37.6%となっています。



問⑥ DVやデートDVを防止するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまる番号すべてに○)

DVやデートDVを防止するために必要なことについては、「被害者が早期に相談できるよう、相談窓口を周知する」が72.9%で最も多く、次いで「加害者への罰則を強化する」が55.1%、「学校や大学で、暴力を防止するための教育を行う」が43.0%となっています。



### (3) 課題

- ・被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおける相談窓口の周知が必要
- ・若年層に対する啓発を図るため、教育関係者への働きかけが必要

## 5 「配偶者からの暴力に関する調査」における被害者の現状と課題

「第3次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の策定に当たり、DV被害者の現状やニーズを把握し、DV対策の施策の充実に向けた基礎資料とするため、DV被害者を対象にアンケート調査を実施し、市におけるDVに関する現状を把握し、課題を整理しました。

### 1 調査概要

①調査対象 ウイメンズハウスとちぎの相談、支援を受けたDV被害者で連絡が取れた女性30人

◇年齢構成

30歳～40歳未満・・・9人 40歳～50歳未満・・・6人

50歳～60歳未満・・・6人 60歳～70歳未満・・・6人

70歳以上・・・・・・・・3人

◇初めて相談機関（配偶者暴力相談支援センター等）を利用した時の住所地  
宇都宮市内7人，宇都宮市外10人，栃木県外13人

②調査期間 平成29年12月1日～12月25日

③調査方法 電話や面接による聞き取り

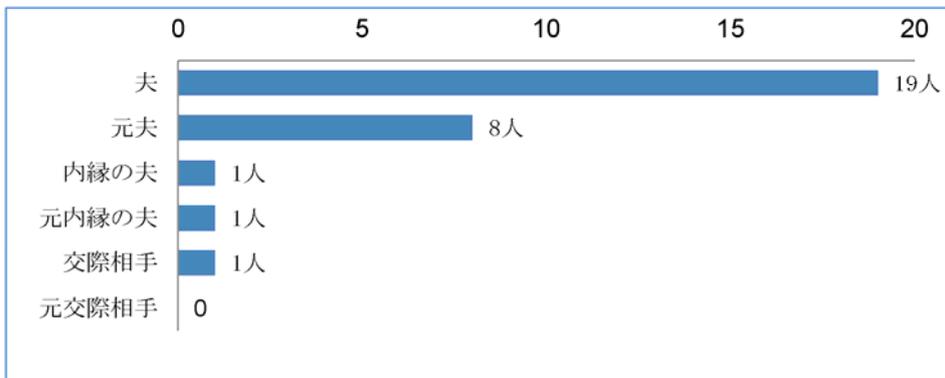
④調査主体 宇都宮市市民まちづくり部男女共同参画課  
(認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ)に委託)

### 2 調査結果

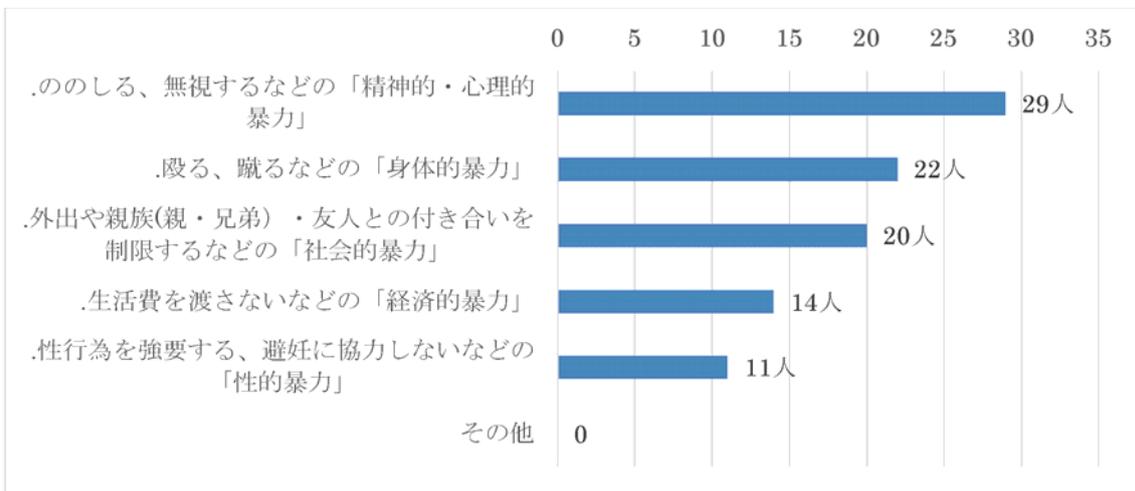
#### (1) 加害者からの暴力に関すること

- ・ 加害者との関係は、「夫(63.3%)」，次いで「元夫(26.7%)」となっています。
- ・ 加害者からの暴力は、「ののしる，無視するなどの精神的・心理的暴力(96.7%)」が最も多く，次いで「殴る，蹴るなどの身体的暴力(73.3%)」，「外出や親族・友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力(66.7%)」，「生活費を渡さないなどの経済的暴力(46.7%)」，「性行為を強要する，避妊に協力しないなどの性的暴力(36.7%)」となっており，様々な暴力を受けています。
- ・ 暴力を受けていた期間は，7割以上の被害者が5年以上もの長期間に渡り加害者から暴力を受けています。

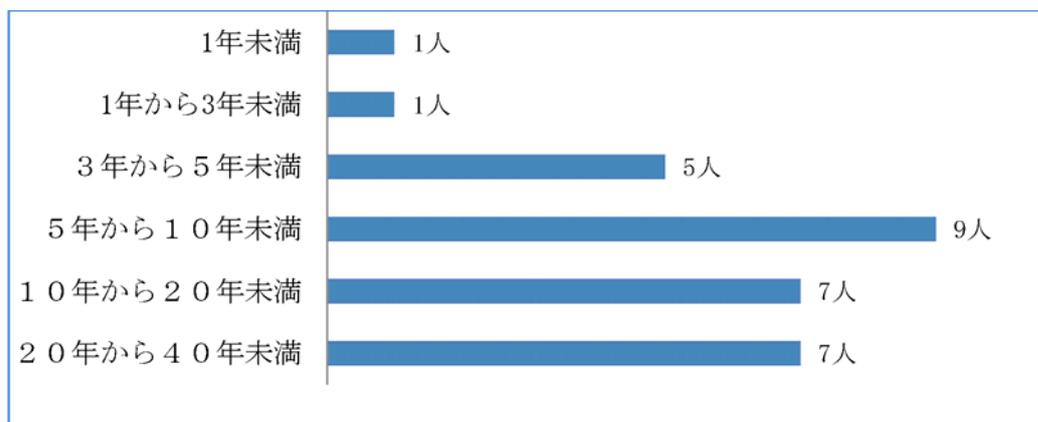
◆加害者との関係（30人）



◆受けた暴力の種類（30人）



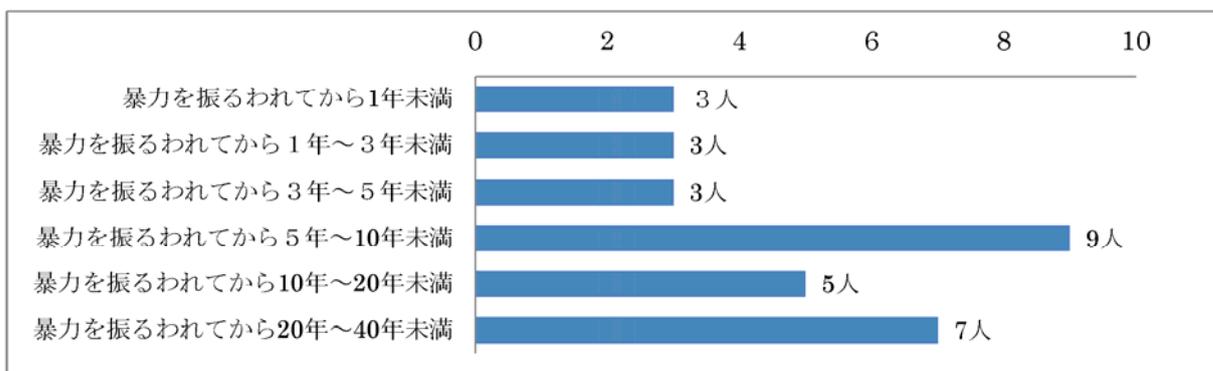
◆暴力を受けていた期間（30人）



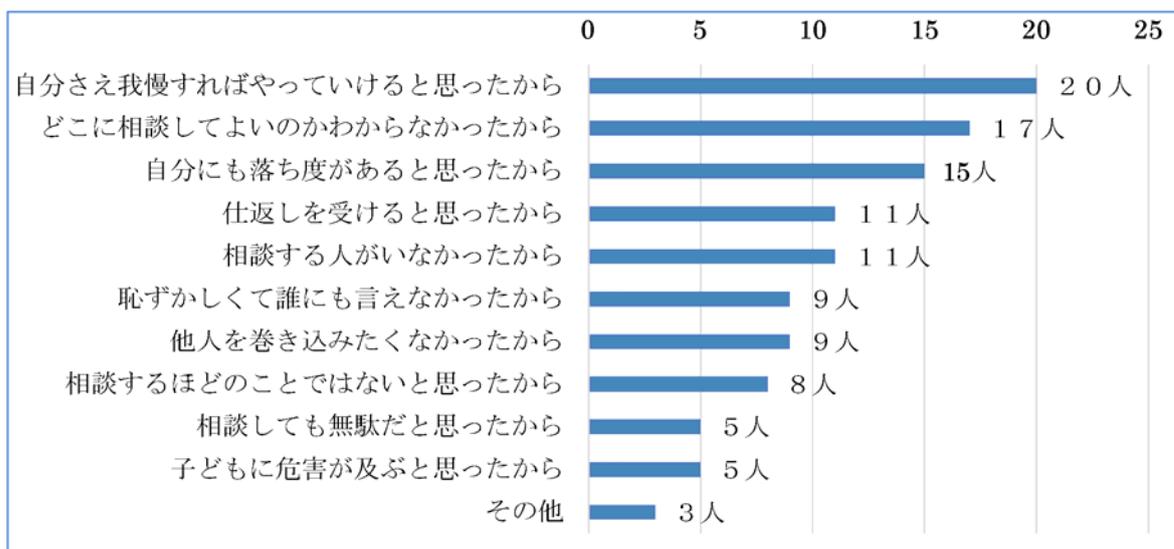
## (2) 相談に関すること

- ・ **相談した時期**は、暴力を振るわれてから「5年から10年未満（30.0%）」が最も多く、次いで「20年から40年未満（23.3%）」、「10年から20年未満（16.6%）」となっており、7割の被害者が5年以上もの長期間、暴力を振るわれながらも相談せずにあります。
- ・ **相談に行くまでに時間がかかった理由**は、「自分さえ我慢すればやっていけると思ったから（66.7%）」が最も多く、次いで「どこに相談してよいのかわからなかったから（56.7%）」、「自分にも落ち度があると思ったから（50.0%）」となっています。

### ◆最初に相談した時期（30人）



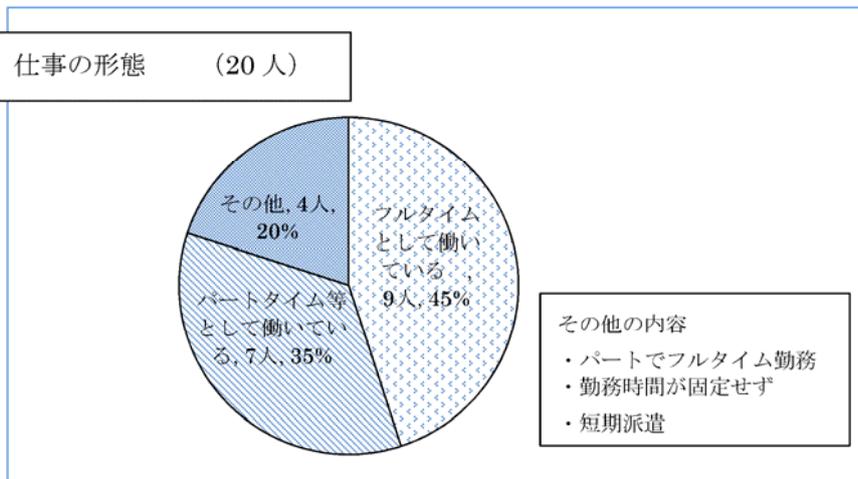
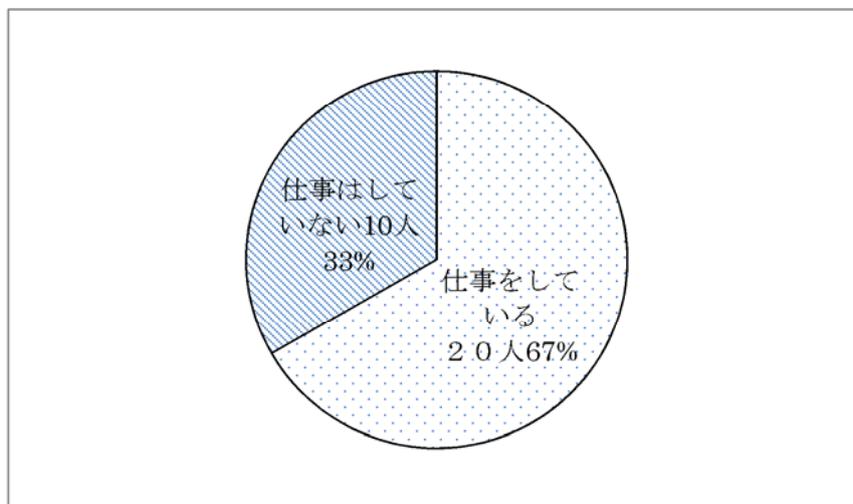
### ◆相談に行くまでに時間がかかった理由（30人）（複数選択可）



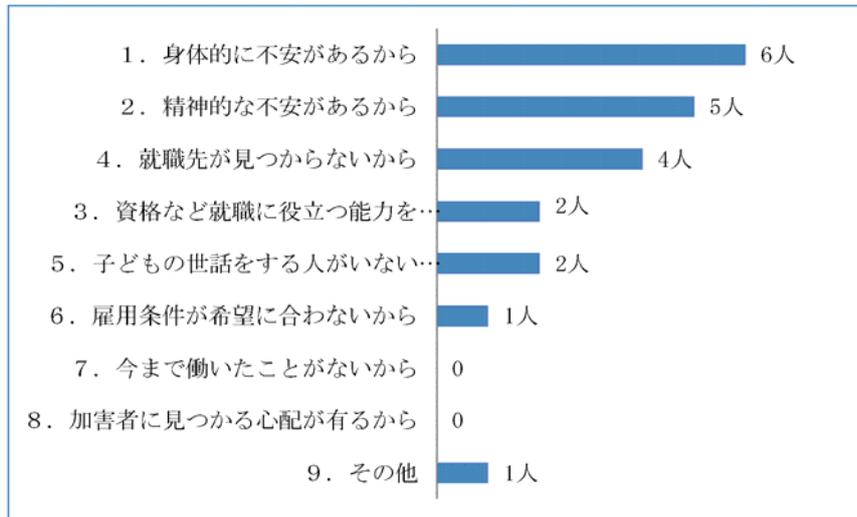
### (3) 仕事に関すること

- ・ 現在、「仕事をしている」と回答した人66.7%で、そのうち、「フルタイムとして働いている(45.0%)」が最も多く、次いで「パートタイム等として働いている(35.0%)」となっています。
- ・ 仕事をしていない理由は、「身体的に不安があるから(60.0%)」が最も多く、次いで「精神的な不安があるから(50.0%)」「就職先が見つからないから(40.0%)」となっています。
- ・ 仕事を探す際に支援してもらいたかったことは、「ハローワークへの同行支援(66.7%)」が最も多くなっています。

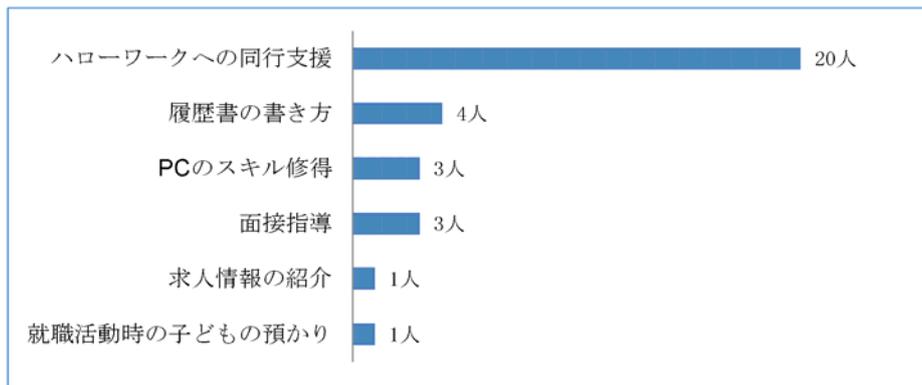
#### ◆就労状況 (30人)



◆仕事をしていない理由（10人）（複数選択可）



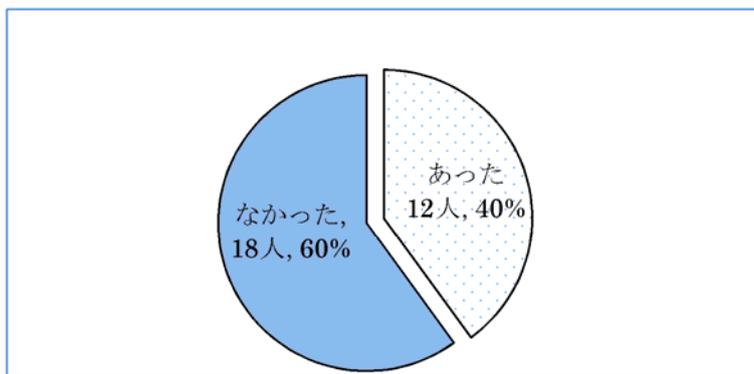
◆仕事を探す際に必要な支援（30人）（複数選択可）



#### (4) 福祉制度の利用に関すること

- ・ DV被害者であることで福祉制度を利用する際に困ったことや不都合な点について、4割の人が「あった」と回答しています。
- ・ 具体的には、「行政窓口の対応について」が最も多く、その中でも、「複数の窓口で何回も同じ話をしなければいけなかった」という回答が多くなっています。

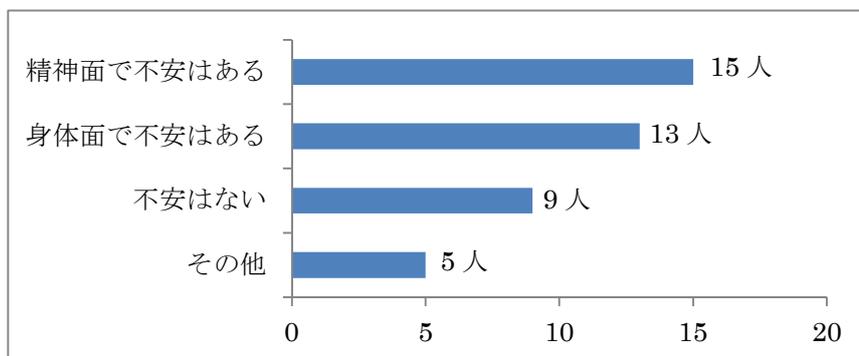
#### ◆福祉制度を利用する際に困ったことや不都合な点の有無 (30人)



#### (5) 健康面に関すること

- ・ 健康面の不安について、5割以上の人が「精神面で不安がある」と回答しており、4割以上が「身体面で不安がある」と回答しており、精神的、身体的な症状や子どものことで不安に思っています。

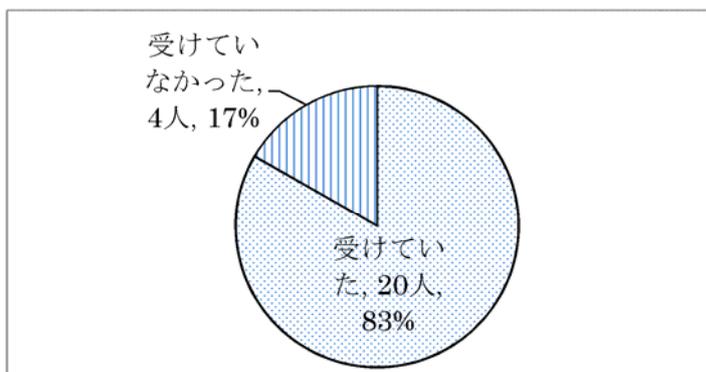
#### ◆健康面での不安の有無 (30人) (複数選択可)



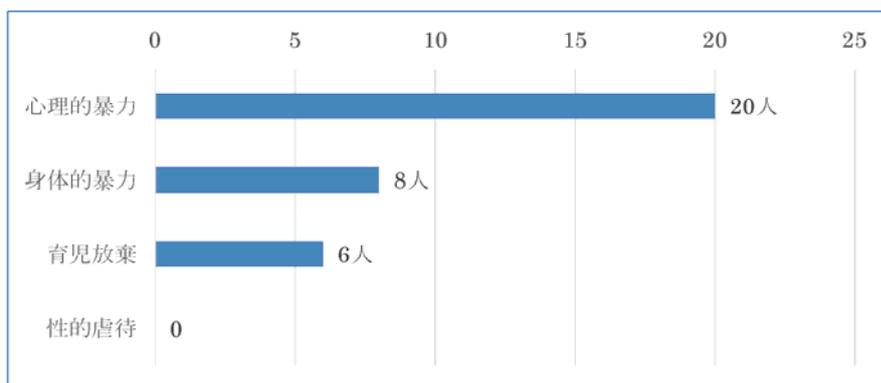
### (6) 子どもに関すること

- ・ 加害者から暴力を受けていた時期に同居していた子どものうちの8割以上の子どもが虐待を受けています。
- ・ 虐待を受けていた子どもは、全員が「心理的虐待」を受けており、さらに4割の子どもが「身体的虐待」も併せて受けています。
- ・ DVの子どもへの影響が「ある・あった」という回答は8割を超えており、子どもへの影響として多かったものは、「乱暴・攻撃的な行動や言動がある」、「大人・両親の顔色を伺う」、「警戒心が強い」、「落ち着きがない」、「母親から離れられない」、「緊張している」となっており、また、身体にも影響が現れていることが分かります。

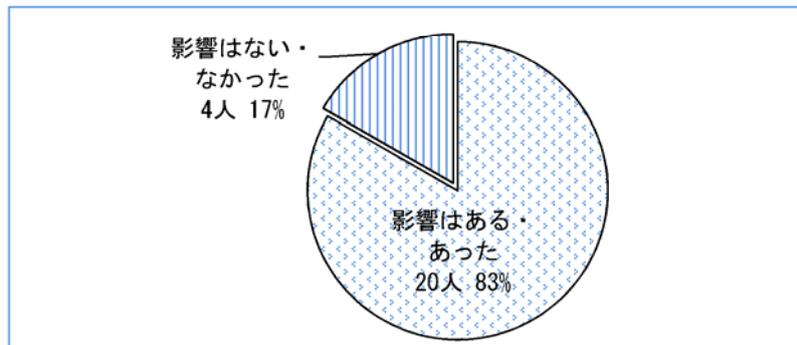
#### ◆子どもへの虐待の有無 (24人)



#### ◆子どもが受けた虐待の種類 (20人) (複数選択可)



◆DVの子どもへの影響の有無（24人）



(7) その他（不安に思っていること、DV対策を推進するために取り組んで欲しいこと）

- ・ 被害者が暴力を振るわれているときから現在において、「将来」「加害者に見つかること」「自分の心身の健康」「生活資金」「子ども」のことなどを不安に思い続けています。
- ・ DV対策を推進するために、「DVについての理解」「行政機関等の窓口対応の改善」「相談機関の充実」「子どものケア」などを求めています。

3 課題

- ・ 交際中におけるデートDV防止啓発など、DVに関する教育が必要
- ・ 被害者やその子どもと関わる学校関係者、医療関係者等のDV被害者への対応の理解を深めることが必要
- ・ 被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおける相談窓口の周知が必要
- ・ 就職活動に必要な情報提供やハローワークへの同行支援が必要
- ・ 被害者の気持ちに配慮するとともに、スムーズな行政手続の窓口対応が必要
- ・ 虐待に関係する機関との連携により、子どもへの心のケアなどの支援が必要
- ・ 自立に向け、関係機関、民間支援団体等との連携による継続した様々な支援が必要

## 6 課題の総括

DVを取り巻く社会の動向や本市の状況、「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の取組の評価と課題、市民意識調査及びDV被害者実態調査から導き出された課題の総括は次のとおりです。

### 1 更なる未然防止対策の推進

- ・ DVの原因として、暴力が重大な人権侵害であるという意識や男女が互いを尊重し合う意識が希薄であることなどが関係していることから、人権教育や男女共同参画意識の醸成が必要であり、特に、交際が始まる若年層に対する早い時期からのDVについての教育や周知啓発が重要であることから、教育関係者への働きかけが必要
- ・ DVの未然防止、早期発見につなげるため、民生委員・児童委員等のDV被害者への対応の理解を深めるとともに、被害者のより身近なところにおける啓発が必要

### 2 相談から自立に向けた切れ目のない支援の取組強化

- ・ 多様化・複雑化する相談への支援が必要であり、特に、暴力を長期間に渡って受けているという実態から、早期の相談につなげるため、被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおける相談窓口の周知の強化が必要
- ・ 心身回復や就労などによる早期自立に向け、被害者の状況に応じたきめ細かな支援を充実させることが必要
- ・ 面前DVの被害を受けた子どもの心のケアを一層強化して取り組むことが必要

### 3 関係部署・関係機関等との連携による被害者の支援体制の充実

- ・ 行政手続の窓口において、被害者の気持ちにより一層配慮した対応が必要
- ・ 被害者の様々な問題に適切に対応していくためには、被害者の相談・保護から自立に向けて、関係部署や民間支援団体等が一体となって取り組むことが必要であるとともに、取組を効果的に推進するため、子どもの虐待など、同じ人権侵害である虐待に関係する機関との連携が必要

## 第3章 計画の基本的な考え方と基本目標

### 1 計画の基本的な考え方

本計画は、市男女共同参画推進条例第3条（1）及び「第4次男女共同参画行動計画」に掲げている「男女の個人としての尊厳の尊重」を基本理念としつつ、同行動計画に掲げる「DVの未然防止対策の推進」、「相談体制の充実」、「緊急時における被害者の安全の確保」、「被害者の自立支援体制の充実」等の施策を総合的かつ一体的に推進するため、下記のことを「基本的な考え方」として定め、各種事業に取り組みます。

- （1） DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、市民と行政が一体となって社会全体にDVについての理解を深めます。
- （2） 被害者を早期の相談につなげ、被害者の安心と安全に配慮し、相談・保護から自立に向けた切れ目のない支援を行います。
- （3） 関係機関、民間支援団体、行政の連携・協力体制を強化し、被害者の相談・保護から自立に至るまで、被害者を孤立させない支援を行います。

## 2 計画の基本目標

「第3次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の基本的な考え方を具現化し、DVの根絶を目指すため、次の3つの基本目標を掲げます。

### 基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

#### ○ 社会全体にDVについての理解浸透

DVを許さない社会をつくるためには、市民と行政が一体となって社会全体にDVについての理解を深める必要があります。そのため、幅広い世代を対象に、様々な機会や手段を通じてDVに関する教育や各種啓発事業を行うとともに、特に、被害者とその子どもに関わることが多い民生委員・児童委員、学校関係者、医療関係者、各種行政窓口職員等のDVについての理解を深めます。さらに、地域ボランティアを活用した啓発を行うことにより、DVの未然防止、早期発見、早期対応につなげていきます。

#### ○ 人権教育、男女共同参画意識の醸成

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、被害者の多くは女性であり、男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は決して許されない行為であることから、人権教育や男女共同参画意識の醸成に取り組みます。

#### ○ 若年層からの意識啓発の充実

DVを未然に防止するためには、交際が始まる若年層に対する早い時期からのDVについての教育や相談先の周知等が必要であることから、より多くの学校等で啓発を行います。

### 基本目標Ⅱ 相談から自立に向けた切れ目のない支援体制の充実

#### ○ 相談体制の充実

DVは家庭内で行われ、外部から発見されにくい特性や家族の問題とする傾向があり、被害者は暴力を受けながらも逃げ出さずに悩んでいることから、深刻な被害を招かないよう、被害者の早期の相談につなげるため、被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおいて相談窓口等の積極的・効果的な周知を行います。

また、専門性の高い相談内容や複雑化している相談に的確に対応していくため、配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実を図ります。

○ 保護体制の充実

DVは、被害者の生命身体の安全に直結する重大な問題であり、緊急時における被害者とその子どもの安全を確保するため、配偶者暴力相談支援センターにおいて、警察やとちぎ男女共同参画センターとの情報共有・連携強化を図るとともに、一時保護者への同行、助言等を行うなど、被害者の円滑な一時保護を行います。

また、被害者に保護命令制度について教示するなど、保護命令制度の円滑な利用及び実効性の確保を図ります。

○ 自立支援体制の充実

被害者は、複数の悩みを同時に抱えながら自立に向けた生活を始めなければならないことから、被害者の状況に応じたきめ細かな支援ができるよう、既存の福祉施策等を活用しながら、被害者の心のケア、就労、住宅の確保などの自立に向けた支援において、被害者への助言・同行支援を行うとともに、自立支援事業などの自立支援策の充実を図ります。

また、DVを目撃し、心に深い傷を負った被害者の子どもに対しても、心のケアなどの支援を行います。

さらに、被害者の自立支援においては、被害者の安全を確保するため、住所等の被害者に関する情報管理に細心の注意を払います。

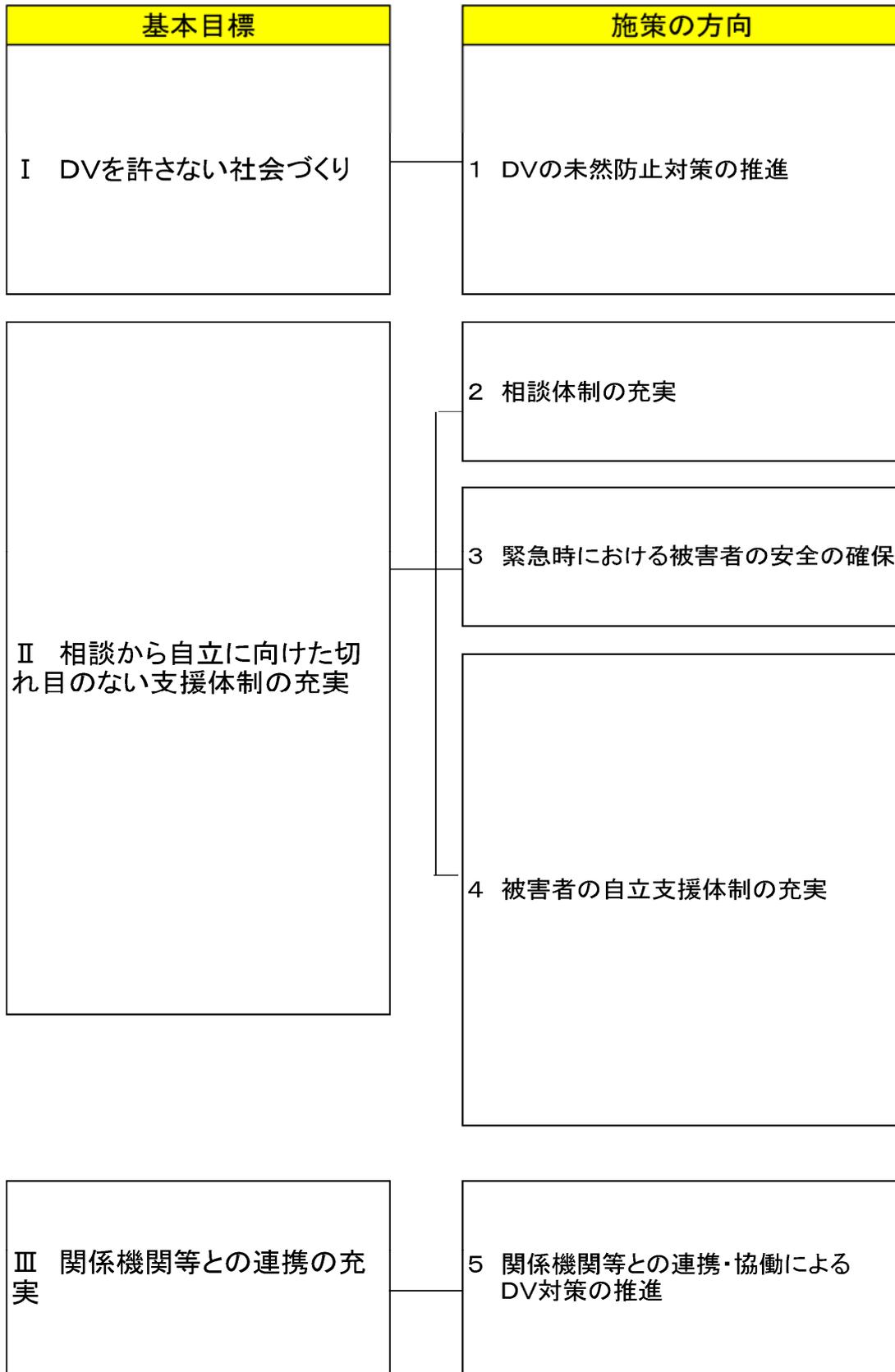
### 基本目標Ⅲ 関係機関等との連携の充実

○ 関係機関・民間支援団体・地域・行政の連携強化

関係機関・民間支援団体・地域・行政の連携・協力体制を強化し、被害者の相談から一時保護、自立に至るまで、被害者の気持ちに配慮し、被害者の様々な問題や悩みに寄り添いながら、被害者を孤立させない支援体制の充実を図ります。さらに、同じ人権侵害である虐待に関係する機関との連携を図り、取組を効果的に推進します。

また、他市町との連携により、広域にまたがる被害者へのスムーズな対応を行います。

### 3 計画の体系



施策		事業 番号	重点	新規	拡充	事業
(1)DVの防止・理解促進に向けた啓発の充実		1				DV防止啓発事業
		2	◎			民生委員・児童委員等へのDVの理解促進
		3		☆		地域ボランティアを活用した啓発事業
(2)若年層からの意識啓発の充実		4	◎		☆	デートDV防止啓発事業
		5	◎	☆		大学等における参加型DV防止啓発事業
(3)人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実		6				人権・男女共同参画に関する啓発事業
		7				学校における人権教育・性と健康に関する教育
(4)相談窓口の周知の強化		8	◎		☆	被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおける相談窓口の周知
		9				外国人に対する相談窓口の周知
(5)配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実		10	◎			多様な相談への対応
		11				各種相談窓口との連携
(6)一時保護における関係機関との連携		12				関係機関との連携による安全確保
		13				民間支援団体との連携による一時保護
		14				一時保護者への支援
(7)保護命令制度の利用		15				保護命令制度の利用における支援
(8)被害者の自立に向けた各種情報の提供		16				就労・日常生活・各種手続等の情報提供
(9)被害者の自立に向けた各種生活支援の充実		17				住宅確保に向けた支援
		18	◎		☆	就労準備に向けた支援
		19				福祉施策等を活用した支援
		20	◎			行政手続等における助言・同行支援
		21	◎			関係部署との連携による被害者情報の厳正な管理
(10)被害者の心のケアの充実		22				心と体の健康回復に向けた支援
(11)被害者の子どもへの支援の充実		23	◎		☆	子どもの心のケア・発達支援
		24				就学における支援と配慮
		25				保育所入所における配慮
		26				保育士・教職員等へのDVに関する研修
(12)民間支援団体との連携による自立支援事業の充実		27	◎			民間支援団体との連携による自立支援事業
(13)関係部署・関係機関等との連携強化		28		☆		「(仮称)パープルリボン窓口カード」の作成
		29				関係職員の窓口対応の向上
		30	◎			関係部署との情報共有・連携
		31	◎			関係機関等との情報共有・連携
(14)他市町との連携		32				他市町との情報共有・連携

## 4 目標値（成果指標）の考え方

### 1 目標値（成果指標）の考え方

「第3次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を着実に推進し、計画の進捗度合いを計るため、4年後の総合的な目標値（成果指標）を設定します。

### 2 目標値（成果指標）

#### （1）第4次男女共同参画行動計画（上位計画）に掲げている目標値

本計画は「第4次男女共同参画行動計画」の分野別計画であることから、同行動計画の基本目標Ⅲ「人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備」の成果指標「この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合」を0%に近づけることを本計画の目標値とします。

成果指標	現状値 (28年度)	目標値 (34年度)
この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合	18.3%	0%に近づける

※ 出典)「平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市  
⇒過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けた経験の有無について聞いたもの

## (2) 成果指標

(1) の目標値を目指し、本計画を着実に推進していくための成果指標を次のとおり設定します。

- ① 相談や自立支援等を行う市配偶者暴力相談支援センターなどの相談窓口を市民が知っていることがDVについての理解促進やDVを許さない社会づくりにつながるため、「配偶者からの暴力について相談できる窓口を知っている市民の割合」を70.0%にすることを目標値とします。

成果指標	現状値 (28年度)	目標値 (34年度)
配偶者からの暴力について相談できる窓口を知っている市民の割合	— 〔参考値(※1) 47.8% (男性:36.6%, 女性:56.3%)〕	70.0%

※1 出典)「平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市

⇒「宇都宮市配偶者暴力相談支援センター」の認知度について聞いたもの

※2 窓口とは、市配偶者暴力相談支援センター、市女性相談所、とちぎ男女共同参画センター(パーティ)、警察、地方法務局、民間の相談機関など

- ② DVは、外部から発見されにくい特性や家族の問題とする傾向があり、被害者は暴力を受けながらも相談せずに悩んでいることから、相談窓口の周知や相談体制の充実に取り組み、相談につなげることにより、被害者の自立につながるため、「この1年間に配偶者から暴力を受けたときに相談した女性の割合」を48.0%にすることを目標値とします。

成果指標	現状値 (28年度)	目標値 (34年度)
この1年間に配偶者から暴力を受けたときに相談した女性の割合	34.7%	48.0%

※1 出典)「平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市

⇒過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けた経験のある方の相談の有無について聞いたもの

## 5 重点事業の考え方

「第3次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」に掲げる基本目標を達成するため、下記の事業を「重点事業」として定め、取り組みます。

また、目標値（成果指標）の達成に向けて、着実に事業を実施するため、重点事業に4年後の目標値（活動指標）を設定します。

- (1) 「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画（前計画）」に基づいて取り組んできた重点事業のうち、引き続き、重点的に取り組むべき事業
- (2) 市民意識調査や「宇都宮市配偶者からの暴力に関する調査」などで市民や被害者のニーズが高く、課題として重点的に取り組むべき事業

### ◎重点事業と目標値（活動指標）

#### 施策の方向1 DVの未然防止対策の推進

事業番号	事業	活動指標	現状値 (29年度)	目標値 (34年度)	重点事業 の考え方
2	民生委員・児童委員等へのDVの理解促進	民生委員・児童委員等への啓発回数	累計19回	累計20回	(1)(2)
4	デートDV防止啓発事業	中学校等における 出前講座の実施回数	累計47回	累計55回	(1)(2)
5	大学等における参加型DV防止啓発事業		—		(2)

#### 施策の方向2 相談体制の充実

事業番号	事業	活動指標	現状値 (29年度)	目標値 (34年度)	重点事業 の考え方
8	被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおける相談窓口の周知	新たに設置した周知箇所数	累計11箇所 (事業者数) <small>参考(29年度現在周知箇所数) 公共施設、医療機関、民間施設 719箇所</small>	累計50箇所 (掲載場所数)	(1)(2)
10	多様な相談への対応	市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	700件	880件	(1)(2)

施策の方向4 被害者の自立支援体制の充実

事業番号	事業	活動指標	現状値 (29年度)	目標値 (34年度)	重点事業 の考え方
18	就労準備に向けた支援	就労支援に関する事業実施数	年 24 回	年 24 回	(2)
20	行政手続等における助言・同行支援 (※関連指標)	同行支援した被害者の人数	6 人	—	(1) (2)
21	関係部署との連携による被害者情報の厳正な管理 (※関連指標)	DV被害等を理由として、住民基本台帳事務における支援措置を実施し、情報を守った件数(本市で支援措置申出を受理した件数。ストーカー、その他も含む。)	306 件	—	(1) (2)
23	子どもの心のケア・発達支援	自立支援事業の子ども参加者数	累計 延べ 341 人	累計 延べ 350 人	(1) (2)
27	民間支援団体との連携による自立支援事業	自立支援事業の参加者数	累計 延べ 1,108 人	累計 延べ 1,150 人	(1) (2)

(※) 関連指標

同行支援や住民基本台帳事務における支援措置は、被害者自身の考え方により支援を受ける・受けないの選択の差が大きいため目標値は設定せず、数値の状況把握を行う。

施策の方向5 関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進

事業番号	事業	活動指標	現状値 (29年度)	目標値 (34年度)	重点事業 の考え方
30	関係部署との情報共有・連携	庁内の関係部署と連携して対応した相談事案の件数	439 件	550 件	(1)
31	関係機関等との情報共有・連携	関係機関等と連携して対応した相談事案の件数			(1)

## 第4章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

◎重点事業

施策の方向	施策	事業
1 DVの未然防止対策の推進	(1)DVの防止・理解促進に向けた啓発の充実	1 DV防止啓発事業
		2◎民生委員・児童委員等へのDVの理解促進
		3 <b>新規</b> 地域ボランティアを活用した啓発事業
	(2)若年層からの意識啓発の充実	4◎ <b>拡充</b> デートDV防止啓発事業
		5◎ <b>新規</b> 大学等における参加型DV防止啓発事業
	(3)人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実	6 人権・男女共同参画に関する啓発事業
		7 学校における人権教育・性と健康に関する教育

## 施策の方向 1 DVの未然防止対策の推進

### 施策(1) DVの防止・理解促進に向けた啓発の充実

～社会全体にDVについての理解を深め、DVを許さない社会をつくります～

#### 事業番号1 DV防止啓発事業

- ◇ 社会全体にDVについての理解を深めるため、幅広い世代を対象にした講座・講演会等の実施や、DV防止リーフレットの配布、広報紙やホームページ等による啓発等、様々な機会や手段を通じて、DV防止啓発事業を実施します。
- ◇ DV根絶に向け、より効果的な啓発を図るため、「うつのみやDV根絶強化月間(11月)」において、集中的に事業に取り組みます。

#### 事業番号2 民生委員・児童委員等へのDVの理解促進

**重点**

- ◇ DVの未然防止や早期発見につなげるため、被害者等に接する機会が多い民生委員・児童委員、学校関係者、医療関係者、各種行政窓口職員等へ対し、DVの理解等を深める啓発に取り組みます。

#### 【活動指標】

指標名	平成 29 年度	平成 34 年度
民生委員・児童委員等への啓発回数	累計 19 回	累計 20 回

#### 事業番号3 **新規**地域ボランティアを活用した啓発事業

- ◇ 被害者のより身近なところにおける啓発を図るため、DVについての理解が深い地域ボランティアを活用し、啓発に取り組みます。

## 施策(2) 若年層からの意識啓発の充実

～若年層への啓発事業を実施し、デートDVを防止するとともに、DVの未然防止につなげます～

### 事業番号4 **拡充**デートDV防止啓発事業 **重点**

- ◇ DVを未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が効果的であり、また、「デートDV」を防止するため、学校等との連携を強化し、より多くの学校等で継続的に生徒や保護者等にデートDV防止出前講座などを実施するとともに、デートDV防止啓発パンフレットを全中学校へ配付するなど、啓発を行います。

### 事業番号5 **新規**大学等における参加型DV防止啓発事業 **重点**

- ◇ DVを受けている期間や内容が長期化、多様化していることから、被害者がDVを受けているということを早い段階で自ら認識し、早期の相談につなげるとともに、暴力を未然に防止するため、大学等において、どのような行為がDVに当たるのかなどを考える参加型DV防止啓発事業などを実施し、啓発を行います。

#### 【活動指標】 ※事業番号4, 5

指標名	平成 29 年度	平成 34 年度
中学校等における出前講座の実施回数	累計 47 回	累計 55 回

## 施策(3) 人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実

～DVは犯罪行為であり、また、女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識などがあることから、人権尊重や男女平等の意識を高めます～

### 事業番号6 人権・男女共同参画に関する啓発事業

- ◇ 女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識などがあることから、地域や企業等に対し、人権擁護委員や国・県と連携した人権啓発事業の実施や、男女共同参画推進月間等における男女共同参画啓発事業に取り組みます。

### 事業番号7 学校における人権教育・性と健康に関する教育

- ◇ 子どもの頃から人権意識を醸成することや、男女が性別にとらわれず互いを尊重する意識を形成するため、教職員を対象にした人権教育の研修等の実施や、授業などで男女共同参画教育参考資料を活用するなど、学校教育の場で男女平等に関する学習を含めた人権教育に取り組みます。
- ◇ 性と健康に関する正しい知識を身につけるため、産婦人科医による性教育サポート事業や、性と健康に関する健康教育の実施など、学校において性と健康に関する教育に取り組みます。

## 基本目標Ⅱ 相談から自立に向けた 切れ目のない支援体制の充実

◎重点事業

施策の方向	取り組むべき施策	事業
2 相談体制の 充実	(4)相談窓口の周知 の強化	8◎ <b>拡充</b> 被害者が日常生活で関わる機会のある ところにおける相談窓口の周知
		9 外国人に対する相談窓口の周知
	(5)配偶者暴力相談 支援センターの相談 機能の充実	10◎多様な相談への対応
		11 各種相談窓口との連携
3 緊急時にお ける被害者の安 全の確保	(6)一時保護にお ける関係機関との連携	12 関係機関との連携による安全確保
		13 民間支援団体との連携による一時保護
		14 一時保護者への支援
	(7)保護命令制度の 利用	15 保護命令制度の利用における支援
4 被害者の自 立支援体制の充 実	(8)被害者の自立に 向けた各種情報の提 供	16 就労・日常生活・各種手続等の情報提供
	(9)被害者の自立に 向けた各種生活支援 の充実	17 住宅確保に向けた支援
		18◎ <b>拡充</b> 就労準備に向けた支援
		19 福祉施策等を活用した支援
		20◎行政手続等における助言・同行支援
		21◎関係部署との連携による被害者情報の厳正 な管理
	(10)被害者の心のケ アの充実	22 心と体の健康回復に向けた支援
	(11)被害者の子ども への支援の充実	23◎ <b>拡充</b> 子どもの心のケア・発達支援
		24 就学における支援と配慮
		25 保育所入所における配慮
		26 保育士・教職員等へのDVに関する研修
	(12)民間支援団体と の連携による自立支 援事業の充実	27◎民間支援団体との連携による自立支援事業

## 施策の方向2 相談体制の充実

### 施策(4) 相談窓口の周知の強化

～深刻な被害を招かないよう、被害者の早期の相談につなげるため、被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおいて、相談窓口を周知します～

#### 事業番号8 **拡充**被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおける 相談窓口の周知 **重点**

- ◇ 被害者に相談窓口を広く周知するため、広報紙・リーフレットの配布やステッカーの貼付など、様々な機会や手段を活用した広報活動を行うとともに、医療機関や公共施設のほか、被害者が日常生活で関わる機会のあるところにおける効果的な周知場所を検討し、広報活動を行います。

#### 【活動指標】

指標名	平成 29 年度	平成 34 年度
新たに設置した周知箇所数	累計 11 箇所 (事業者数) 〔参考 (29 年度現在周知箇所数) 公共施設, 医療機関, 民間施設 719 箇所〕	累計 50 箇所 (掲載場所数)

#### 事業番号9 外国人に対する相談窓口の周知

- ◇ 国際交流プラザ等と連携し、外国人向けの多言語や「やさしい日本語」などを用いたリーフレットを活用するなど、言葉の壁がある外国人に対する相談窓口の周知を行います。

## 施策(5) 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実

～関係部署・関係機関等と連携し、被害者が抱えている個々の事案に応じた相談への支援を行います～

### 事業番号10 多様な相談への対応 **重点**

- ◇ 被害者が抱えている個々の事案に応じて、適切な対応がとれるよう、相談員の専門性の向上に向けた研修を充実します。また、被害者の状況に応じて、カウンセリングや法律相談を実施します。
- ◇ 被害者の相談内容や状況に応じて、今後必要となる各種行政手続や自立支援事業の内容などについて教示するとともに、関係部署と情報を共有し、連携を図りながら、相談への支援を行います。
- ◇ 相談への支援を行っているとちぎ男女共同参画センターや民間支援団体、市町及び警察等との一層の連携強化を図り、被害者の状況に応じた相談への支援を行います。
- ◇ 特に、法律に基づく専門的相談が必要とされる場合は、弁護士や民間支援団体との連携により、相談への支援を行います。

#### 【活動指標】

指標名	平成 29 年度	平成 34 年度
市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	700 件 (交際相手からのDV相談 15 件含む)	880 件

### 事業番号11 各種相談窓口との連携

- ◇ 外国人、高齢者、障がい者等からのDV相談や、DVの影響を受けている子どもへの適切な対応ができるよう、関係部署・関係機関等とのさらなる連携強化に取り組みます。

## 施策の方向3 緊急時における被害者の安全の確保

### 施策(6) 一時保護における関係機関との連携

～関係機関と連携し、緊急時における被害者とその子どもの安全を確保します～

#### 事業番号12 関係機関との連携による安全確保

- ◇ 警察と連携し、加害者から追跡される危険のある被害者とその子どもの緊急時の安全を確保します。
- ◇ とちぎ男女共同参画センターと連携し、被害者の状況に関する情報共有を図りながら、被害者とその子どもの円滑な一時保護につなげます。

#### 事業番号13 民間支援団体との連携による一時保護

- ◇ 民間支援団体が運営する一時保護施設の運営費の助成等による支援を行い、被害者の個々の状況等に柔軟に対応した一時保護につなげます。

#### 事業番号14 一時保護者への支援

- ◇ 市配偶者暴力相談支援センターの相談員が一時保護者に一時保護施設への同行、助言等を行い、速やかな一時保護につなげます。

### 施策(7) 保護命令制度の利用

～保護命令制度の円滑な利用を図り、被害者とその子どもや親族等の安全を確保します～

#### 事業番号15 保護命令制度の利用における支援

- ◇ 被害者からの相談を受けた場合、保護命令制度を教示するほか、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、裁判所に対して保護命令に係る書面提出を行うなど、保護命令制度の円滑な利用を図ります。

## 施策の方向4 被害者の自立支援体制の充実

### 施策(8) 被害者の自立に向けた各種情報の提供

～被害者に役立つ情報を提供し、被害者の早期自立につなげます～

#### 事業番号16 就労・日常生活・各種手続等の情報提供

- ◇ 被害者とその子どもができるだけ早く自立した生活を送ることができるよう、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関等と連携し、各種就労支援事業などの就労につながる情報や、日常生活や子育て等の情報について、市配偶者暴力相談支援センターの相談員が提供します。

### 施策(9) 被害者の自立に向けた各種生活支援の充実

～被害者の状況に応じたきめ細かな支援ができるよう、自立支援策の充実を図り、被害者の早期自立につなげます～

#### 事業番号17 住宅確保に向けた支援

- ◇ 被害者が安心して生活できる住宅を確保するため、市営住宅への優先入居を実施するとともに、母子生活支援施設への入所などへの配慮や、民間支援団体が行っている被害者の自立のためのステップハウス事業の運営費の助成等による支援を行います。
- ◇ 被害者のニーズに合った住まいが確保できるよう、関係機関や民間支援団体等と情報共有し、連携を図ります。

## 事業番号18 **拡充**就労準備に向けた支援 **重点**

- ◇ 被害者が安心して仕事を探すことができるよう、就職に向けた適切な助言・相談等を行うなど、被害者のニーズに応じたきめ細かな就労支援に取り組みます。
- ◇ 被害者が早期に就労できるよう、就職に結び付きやすいITなどの資格・技能取得の支援を行います。
- ◇ ひとり親家庭を対象として、母子・父子自立支援員による就労や福祉資金貸付などの相談を行うとともに、民間企業等への事業の委託や、ハローワークとの連携を通して就労支援を行います。

### 【活動指標】

指標名	平成 29 年度	平成 34 年度
就労支援に関する事業実施数	年 2 4 回	年 2 4 回

## 事業番号19 福祉施策等を活用した支援

- ◇ 被害者は、当面の生活資金の確保や、早期の医療機関での受診等を必要とする場合があることから、様々な福祉施策等を活用しながら、生活基盤の安定に向けた支援を行います。

## 事業番号20 行政手続等における助言・同行支援 **重点**

- ◇ 市配偶者暴力相談支援センターにおいて、各種手続で必要となる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」などを発行するほか、裁判や調停の手続など、被害者が慣れない法的手続を円滑に進めることができるよう、助言・支援等を行います。
- ◇ 関係部署との情報共有・連携を図りながら、被害者の状況や必要に応じて、行政手続等における同行支援を行います。

### 【活動指標(※関連指標)】

指標名	平成 29 年度	平成 34 年度
同行支援した被害者の人数	6 人	—

(※) 関連指標

同行支援や住民基本台帳事務における支援措置は、被害者自身の考え方により支援を受ける・受けないの選択の差が大きいため目標値は設定せず、数値の状況把握を行う。

## 事業番号21 関係部署との連携による被害者情報の厳正な管理 **重点**

- ◇ 被害者の自立支援においても、被害者の安全を確保する必要があることから、住民基本台帳事務における支援措置等により、被害者の住所が加害者に漏えいすることを防止します。また、情報の共有化を進め、庁内関係課との連携を強化し、関係各課においても被害者の住所等の情報が加害者に漏えいしないよう、厳正な情報管理を行うとともに、マイナポータル（マイナンバー制度において政府が運営するオンラインサービス）など、マイナンバー制度の運用における情報漏えいを防止します。

### 【活動指標(※関連指標)】

指標名	平成 29 年度	平成 34 年度
DV被害等を理由として、住民基本台帳事務における支援措置を実施し、情報を守った件数（本市で支援措置申出を受理した件数。ストーカー、その他も含む。）	306 件	—

(※) 関連指標

同行支援や住民基本台帳事務における支援措置は、被害者自身の考え方により支援を受ける・受けないの選択の差が大きいため目標値は設定せず、数値の状況把握を行う。

## 施策(10) 被害者の心のケアの充実

～関係機関等と連携し、被害者の心と体の健康回復に向けた支援を行います～

### 事業番号22 心と体の健康回復に向けた支援

- ◇ 多くの被害者は、精神的にも身体的にも大きなダメージを受けており、中でも、気持ちの落ち込みによるうつ状態に陥るものも少なくないことから、民間支援団体と連携しながら、心と体の健康回復に向けた講座・カウンセリング等を実施するとともに、地域保健活動において、相談をはじめとした母子への健康支援を実施します。また、民間支援団体で行っている自助グループ活動等への支援を通して、被害者の心のケアを図ります。
- ◇ 特に、専門家による継続した心のケアが必要な被害者に対しては、相談やカウンセリングが受けられる関係機関、医療機関等について情報提供を行います。

## 施策(11) 被害者の子どもへの支援の充実

～被害者の子どもの心身の健康を取り戻すとともに、安定した日常生活や学校生活などが送れるよう支援します～

### 事業番号23 **拡充**子どもの心のケア・発達支援 **重点**

- ◇ DVそのものが子どもにも影響していることから、子どもの心身の健康を取り戻すために、民間支援団体と連携しながら、心身回復に向けた支援プログラムやイベント等を実施します。
- ◇ DVは児童虐待と密接に関係していることから、子どもの前で配偶者に暴力を振るう面前DVなど、児童虐待に係る相談等に対し、電話、面接等により必要な支援を強化して行うとともに、関係機関等への案内等を実施します。
- ◇ 発達に何らかの遅れや問題のある被害者の子どもに対して、個々の特性に応じた発達支援を提供します。

#### 【活動指標】

指標名	平成 29 年度	平成 34 年度
自立支援事業の子ども の参加者数	累計 延べ 341 人	累計 延べ 350 人

### 事業番号24 就学における支援と配慮

- ◇ 被害者の子どもが安全かつ安心して就学できるように、保護者（被害者）・教育委員会・学校・関係機関と連携し、個人情報の取り扱いに配慮した転入出の手続を行うとともに2次被害を防止するための適切な情報管理を進めます。

### 事業番号25 保育所入所における配慮

- ◇ 子どもの保育を保障し、被害者が安心して就労できるよう、市内保育所の優先入所に配慮します。

## 事業番号26 保育士・教職員等へのDVに関する研修

- ◇ 保育士や教職員等に対し、子どもの心のケアや被害者情報の取扱及び二次被害防止の重要性の認識を深めるための研修を実施します。

## 施策(12) 民間支援団体との連携による自立支援事業の充実

～民間支援団体と連携し、被害者の自立に向けた講座等の事業を充実させながら実施します～

### 事業番号27 民間支援団体との連携による自立支援事業 **重点**

- ◇ 一時保護などの危機的状況を脱した被害者とその子どもを対象に、自立に向けた各種講座や相談会など、民間支援団体との連携により協働で取り組みます。事業の実施に当たっては、被害者のニーズを反映した内容等を検討するなど、より充実した事業にしていきます。

#### 【活動指標】

指標名	平成 29 年度	平成 34 年度
自立支援事業の参加者数	累計 延べ 1,108 人	累計 延べ 1,150 人

## 基本目標Ⅲ 関係機関等との連携の充実

◎重点事業

施策の方向	施策	事業
5 関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進	(13)関係部署・関係機関等との連携強化	28 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">新規</span> 「(仮称)パープルリボン窓口カード」の作成
		29 関係職員の窓口対応の向上
		30◎関係部署との情報共有・連携
		31◎関係機関等との情報共有・連携
	(14)他市町との連携	32 他市町との情報共有・連携

## 施策の方向5 関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進

### 施策(13) 関係部署・関係機関等との連携強化

～関係部署・関係機関等との情報共有・連携強化により、被害者の様々な問題や悩みに寄り添いながら被害者に対して的確かつ迅速に対応するとともに、DV対策を効果的に推進します～

#### 事業番号28 **新規** 「(仮称)パープルリボン窓口カード」の作成

- ◇ 行政手続の窓口等において、被害者が関係職員の支援を必要としていることを知らせる「(仮称)パープルリボン窓口カード」を作成、活用し、被害者が置かれている状況や心情に配慮した関係職員の対応を徹底します。

#### 事業番号29 関係職員の窓口対応の向上

- ◇ 各種行政窓口職員等のDVについての理解を深めるとともに、被害者が2次被害を受けることを防止するため、関係職員に対して研修等を実施します。
- ◇ 被害者に対して適切な対応ができるよう、マニュアルを活用します。

#### 事業番号30 関係部署との情報共有・連携 **重点**

- ◇ 庁内の関係部署で構成される「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し、事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、虐待等に係る関係部署との連携により、取組を効果的に推進します。

## 事業番号31 関係機関等との情報共有・連携 **重点**

- ◇ 警察，とちぎ男女共同参画センター，民間支援団体などの関係機関等で構成される「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催し，事例検討や取組課題の解決を図るとともに，「虐待・DV対策連携会議」を開催するなど，虐待等に係る関係機関等との連携により，取組を効果的に推進します。

### 【活動指標】 ※事業番号30, 31

指標名	平成 29 年度	平成 34 年度
庁内の関係部署と連携して対応した相談事案の件数	439 件	550 件
関係機関等と連携して対応した相談事案の件数		

## 施策(14) 他市町との連携

～他市町と連携し，被害者の円滑な保護や早期自立を支援します～

### 事業番号32 他市町との情報共有・連携

- ◇ 被害者が市域をまたがって避難する場合には，他市町と連携しながら円滑に保護手続等を進めます。また，他市町に送り出した被害者の早期自立を支援するため，他市町においても被害者の状況に応じた自立支援が受けられるよう，他市町との被害者に関する情報共有を図ります。

## 第5章 計画を推進するために

### 1 庁内関係部署，関係機関，民間団体等との連携・協働

庁内関係部署，県のとちぎ男女共同参画センターをはじめとする関係機関，他市町，さらには民間団体，地域との連携・協働により，本計画に掲げる施策事業等を効果的に推進します。

なお，連携・協働体制については，次頁の図のとおりです。

### 2 計画の進行管理

本計画の進行管理は，庁内関係部署から成る「男女共同参画推進委員会」や外部有識者等から成る「宇都宮市男女共同参画審議会」において点検・評価を行い，毎年作成している「男女共同参画の推進に関する年次報告書」において，本計画の進捗状況を報告します。

年次報告書は，市ホームページへの掲載や，男女共同参画推進センターをはじめとする公的施設において配布により公表し，次の施策に活かします。

### 3 調査・研究

DV対策を効果的に推進するためには，国・県の動向などに留意・協調することが重要です。DVを取り巻く課題を的確にとらえ，新たな施策に取り組むためにも，DVに関する調査・研究に取り組みます。



## 参考資料

### 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正年月日:平成二十五年七月三日法律第七十二号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(定義)

##### 第一条

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

##### 第二条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

#### 第二条の二

内閣総理大臣，国家公安委員会，法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては，次に掲げる事項につき，次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は，基本方針を定め，又はこれを変更しようとするときは，あらかじめ，関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は，基本方針を定め，又はこれを変更したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

#### 第二条の三

都道府県は，基本方針に即して，当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては，次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は，基本方針に即し，かつ，都道府県基本計画を勘案して，当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は，都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

5 主務大臣は，都道府県又は市町村に対し，都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

#### 第三条

都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### (婦人相談員による相談等)

#### 第四条

婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### (婦人保護施設における保護)

#### 第五条

都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

#### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

##### 第六条

配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

##### 第七条

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

##### 第八条

警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

##### 第八条の二

警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けた旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措

置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

### 第八条の三

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

### 第九条

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

### 第九条の二

前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

#### (保護命令)

### 第十条

被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学

校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

#### 第十一条

前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

#### 第十二条

第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

### 第十三条

裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

### 第十四条

保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

## (保護命令の申立てについての決定等)

### 第十五条

保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

## (即時抗告)

### 第十六条

保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消

した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

#### 第十七条

保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

#### 第十八条

第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

#### 第十九条

保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若

しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

**(法務事務官による宣誓認証)**

**第二十条**

法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

**(民事訴訟法の準用)**

**第二十一条**

この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

**(最高裁判所規則)**

**第二十二条**

この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**第五章 雑則**

**(職務関係者による配慮等)**

**第二十三条**

配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

**(教育及び啓発)**

**第二十四条**

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

**(調査研究の推進等)**

**第二十五条**

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害

者の更生のための指導の方法，被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### （民間の団体に対する援助）

#### 第二十六条

国及び地方公共団体は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し，必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### （都道府県及び市の支弁）

#### 第二十七条

都道府県は，次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村，社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は，第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

#### （国の負担及び補助）

#### 第二十八条

国は，政令の定めるところにより，都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち，同項第一号及び第二号に掲げるものについては，その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は，予算の範囲内において，次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち，同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

### 第五章の二 補則

#### （この法律の準用）

#### 第二十八条の二

第二条及び第一章の二から前章までの規定は，生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい，当該関係にある相手から

の身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	第六条第一項	第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	第十条第一項
被害者	配偶者又は配偶者であった者	配偶者	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合
被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者	第二十八条の二に規定する関係にある相手	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

### 第二十九条

保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

### 第三十条

第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附則 抄

### (施行期日)

#### 第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

### (経過措置)

#### 第二条

平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### (検討)

#### 第三条

この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附則（平成十六年六月二日法律第六十四号）

### (施行期日)

#### 第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### (経過措置)

#### 第二条

この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用につ

いては、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

### 第三条

新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則 (平成十九年七月十一日法律第百十三号) 抄

(施行期日)

### 第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

### 第二条

この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則 (平成二十五年七月三日法律第七十二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

## 2 宇都宮市DV対策関係機関ネットワーク会議（平成30年度）

### (1) 名簿

(敬称略)

		機関等名	職・氏名
1	議長	宇都宮市市民まちづくり部	参事(男女共同参画推進担当) 大久保 敦子
2	委員	栃木県警察本部生活安全部生活安全企画課	課長補佐 小池 眞弓
3	委員	宇都宮中央警察署生活安全課	課長 吉田 正晴
4	委員	宇都宮東警察署生活安全課	課長 杉山 耕太郎
5	委員	宇都宮南警察署生活安全課	課長 山際 亮
6	委員	とちぎ男女共同参画センター相談支援課	所長補佐兼相談支援課長 弓田 昌広
7	委員	一般社団法人宇都宮市医師会	理事 近澤 幸嗣郎
8	委員	栃木県弁護士会	弁護士 杉田 明子
9	委員	宇都宮市民生委員児童委員協議会	会長 檜山 和子
10	委員	認定特定非営利活動法人 ウイメンズハウスとちぎ	事務局長 小平 悦子
11	委員	宇都宮大学教育学部	准教授 良 香織
12	委員	宇都宮市保健福祉部生活福祉第1課	課長 吉田 雅明
13	委員	宇都宮市子ども部子ども家庭課	課長 田邊 眞理
14	委員	宇都宮市市民まちづくり部男女共同参画課	課長 大橋 憂子

## (2) 平成30年度 会議の経過

回	開催日	主な内容
第1回	平成30年 8月 2日	<ul style="list-style-type: none"><li>・「第3次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の策定について（策定の趣旨，策定体制，スケジュール等）</li><li>・DVの現状分析，課題の抽出</li></ul>
第2回	平成30年10月16日	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画の基本的な考え方，基本目標，体系，目標値，具体的事業</li></ul>
第3回	平成30年11月27日	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画の素案</li></ul>

## 「第3次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」

平成31年3月

発行・編集 宇都宮市 市民まちづくり部 男女共同参画課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028-632-2346

FAX 028-632-2347

E-mail [u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp)